

令和5年9月14日

山口県教育委員会会議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件名	主管課	
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課	p 2

報告事項

番号	件名	主管課	
1	令和5年度山口県博物館学芸員の採用選考試験の実施について	教育政策課	p 3
2	令和5年度山口県文書館研究員の採用選考試験の実施について	教育政策課	p 14
3	令和5年3月公立高等学校等卒業生進路状況調査結果について	高校教育課	p 25

協議事項

番号	件名	主管課	
1	山口県教育振興基本計画（最終案）について	教育政策課	p 50 別冊資料
3	山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（最終案）について	学校安全・ 体育課	p 84

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和5年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和5年(2023年)9月14日

山口県教育委員会
教育長 繁吉 健志

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
下関市立 吉見中学校	教諭	香川 真貴子	33年	令和5年8月24日 死亡退職

報告事項 1

令和5年度山口県博物館学芸員の採用選考試験の実施について

1 職種

学芸員（動物）

2 採用予定日

令和6年4月1日

3 採用予定人員

1名程度

4 職務内容

山口県立山口博物館等において、動物に関する調査研究業務その他の行政事務に従事します。

○動物に関する調査研究、資料の採集・収集・整理、展覧会等の企画・立案、展示、教育普及、研究発表等の学芸業務

○文化財（天然記念物等）の調査、保存・活用

○その他、動物行政に関すること

5 応募資格

次のいずれにも該当する者。

ア 昭和44年（1969年）4月2日以降に生まれた者

イ 大学又は大学院で、生物学を専攻又は研究した者

ウ 大学院の修士課程修了（令和6年3月31日までに修了見込みの者を含む。）

又は、同等の研究経験・実務経験を有する者

エ 博物館法（昭和26年法律第285号）に定める学芸員の資格を有する者（又は採用後3年以内に資格を取得できる者）

6 応募書類の受付期間

令和5年9月15日（金）から令和5年10月31日（火）まで

7 選考の期日

（1）第1次選考 令和5年11月下旬 …… 書類選考

（2）第2次選考 令和5年12月17日（日） …… 面接試験

会場：山口県庁

（3）合格者発表 令和5年12月下旬

令和5年度山口県博物館学芸員（動物）採用選考試験

募集案内(令和6年度採用予定)

令和 5年 9月
山口県教育委員会

1 職種、専門分野、採用予定人員及び職務内容等

職種	学芸員（動物）
専門分野	動物学
採用予定人員	1名程度
職務内容等	山口県立山口博物館等において、動物に関する調査研究業務その他の行政事務に従事します。 ○動物に関する調査研究、資料の採集・収集・整理、展覧会等の企画・立案、展示、教育普及、研究発表等の学芸業務 ○文化財（天然記念物等）の調査、保存・活用 ○その他、動物行政に関すること

2 採用予定日 令和6年4月1日

3 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する者が応募できます。

- ア 昭和44年（1969年）4月2日以降に生まれた者
- イ 大学又は大学院で生物学を専攻又は研究した者
- ウ 大学院の修士課程を修了した者（令和6年3月31日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者
- エ 博物館法（昭和26年法律第285号）に定める学芸員の資格を有する者（又は採用後3年以内に資格を取得できる者）

(2) 上記（1）にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 選考方法

(1) 第1次選考 令和5年11月下旬に書類選考を行います。

選考結果は、合否にかかわらず応募者全員に通知します。

区分	配点	審査内容
書類審査	300点	提出された職務等経歴書等に基づき、書類審査を行います。

- (2) 第2次選考 第1次選考合格者について、令和5年12月17日(日)に行います。
 試験会場は、以下のとおりです。
 山口県山口市滝町1-1 山口県庁本館棟14階 教育庁教育委員会室等
 最終合格者の発表時期は、12月下旬を予定しています。

区分	配点	試験内容
面接試験Ⅰ	200点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※各選考において一定の基準に満たない場合は不合格となります。

【採用時の職位の審査（実務経験が7年以上かつ30歳以上の者が対象）】

区分	試験内容
面接試験Ⅱ	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。

(3) その他

教育職員免許状（中学校教諭（理科）又は高等学校教諭（理科）の普通免許状）を取得又は取得見込みである場合、採用選考に当たって考慮します。

5 応募手続

(1) 申込方法等

原則、インターネット（電子申請）による申込とします。

パソコンやスマートフォン等から山口県教育庁教育政策課のホームページ「博物館学芸員の募集について」にアクセスし記載内容をよく確認の上申し込んでください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/177/226288.html>)

申込に当たっては、「やまぐち電子申請サービス」内の「動作環境」を確認し、お使いのパソコンやスマートフォン等で申込が可能かどうか確認してください。御使用の機種や環境によって一部対応できないこともあります。また、「やまぐち電子申請サービス」の利用者ID及びパスワードは大切に保管してください。

インターネットによる申込が困難な場合は書面（郵送・持参）での申込を受け付けますので、「9 問い合わせ先」までお問い合わせください。

(2) 提出書類

- ア 職務等経歴書（別紙様式1）
- イ 最終学校卒業（見込）証明書
 大学院修了（見込）者は、大学の卒業証明書も添付してください。
- ウ 最終学校成績証明書（全学年記入のもの）
 大学院修了（見込）者は、大学の成績証明書も添付してください。
- エ 学芸員資格（取得見込）証明書（取得している又は取得見込みの場合）
- オ 教育職員免許状の写し又は取得見込証明書（取得している又は取得見込みの場合）
- カ 研究調査業績調書（別紙様式2）
- キ 動物の調査・研究に関する主な経歴（別紙様式3）
 従事期間、調査・研究主体、従事職種、業務内容等を記載してください。
- ク 展示・講座に関する主な経歴（別紙様式4）
 従事期間、展示企画展名・講座名、展示内容・講座内容、実施機関名、従事職種、業務内容等を記載してください。
- ケ 添付するもの
 - ・主要な業績（修士論文又はこれに相当するもの）（2点以内）
 - ・主要な業績のうち、1点の要約（4000字）

※最終合格者の方は提出書類イ・ウ・エ・オ（証明書のみ）の原本を提出していただきます。

(3) 受付期間

令和5年9月15日（金）から令和5年10月31日（火）午後5時まで

※郵送の場合は必着

※メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。期限に余裕を持って申し込んでください。

(4) その他

応募書類は返却しませんので、御注意ください。

6 採用後の任用

(1) 採用後は、原則として一般職の学芸員としての任用になります。

(2) 学芸員としての実務経験が、7年以上かつ30歳以上の方については、別途、職務等経歴書等及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け（博物館主査、博物館主任又は主任主事級専門学芸員）について審査を行います。

7 給与初任給は、各人の経歴によって異なりますが、おおむね下表のとおりです。

（令和5年4月現在）

区 分	勤 務 地	初 任 給
○学芸員 （24歳で採用の場合）	山口県立山口博物館	213,900円
○主任主事級専門学芸員 （30歳で採用の場合）	山口県立山口博物館	285,000円
○博物館主任 （40歳で採用の場合）	山口県立山口博物館	350,000円
○博物館主査 （50歳で採用の場合）	山口県立山口博物館	391,100円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

8 選考結果の開示

この選考の結果（選考ごとの得点及び順位）を知りたい場合には、下記の区分に応じて受験者本人が運転免許証や学生証等の本人確認書類を持参して、山口県教育庁教育政策課（山口県庁本館棟14階）へ来課の上、その旨を申し出てください。（電話等による申出はできません。）

区分		申出期間
第1次選考	不合格者	第1次選考の合格発表日から1年間
	合格者	最終合格発表日から1年間
第2次選考	受験者	最終合格発表日から1年間

9 お問い合わせ先

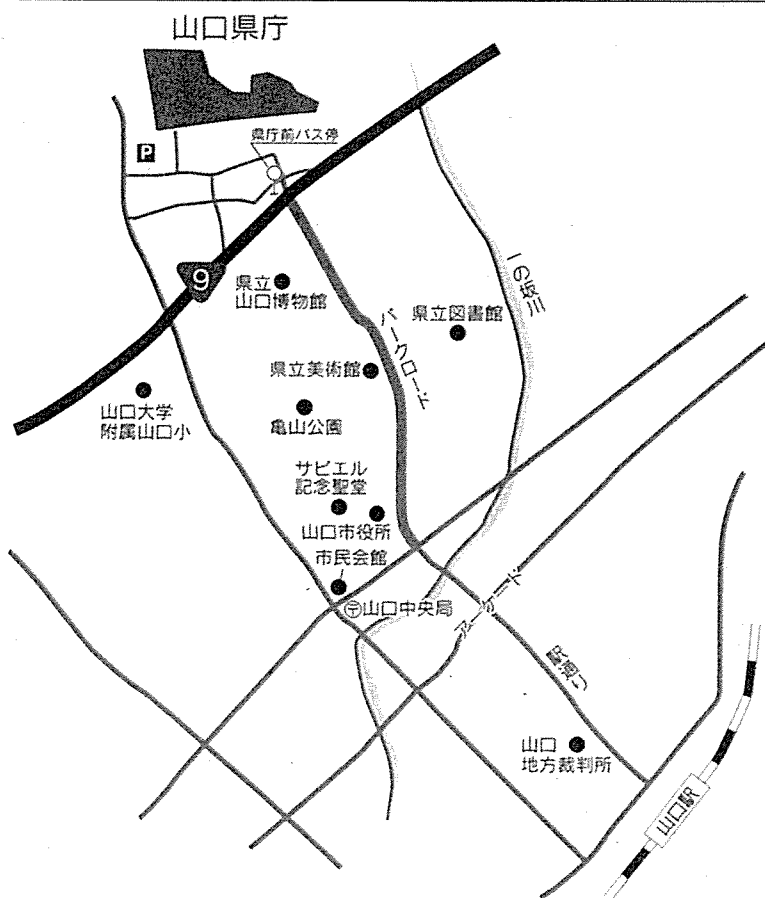
山口県教育庁教育政策課（山口県庁本館棟 14 階）

〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号

電話 083-933-4521

E-mail a50100@pref.yamaguchi.lg.jp

試験会場案内図



* 交通案内

◆ 公共交通機関（飛行機・列車・バス）

- ・「山口宇部空港」から（バス）※直通なし
（以降は「JR新山口駅から」参照）
新山口駅行きのバスで約 30 分、「新山口駅」下車
- ・「山口宇部空港」から（電車）※直通なし
（以降は「JR新山口駅から」参照）
徒歩約 8 分（約 0.6km）、「JR草江駅」から JR 宇部線で約 40 分、「JR新山口駅」下車
- ・「JR新山口駅」から（バス）
山口市街方面行きのバスで約 40 分、「県庁前」下車
- ・「JR新山口駅」から（電車）
JR 山口線で約 23 分、「JR山口駅」下車、徒歩約 20 分（約 1.6 km）
- ・「JR山口駅」から（バス）
県庁前方面行きのバスで約 5 分、「県庁前」下車

◆ 車（中国自動車道）

- ・「山口 IC」から国道 262 号経由
（約 6 km）
- ・「小郡 IC」から国道 9 号経由
（約 8 km）

(様式1)

職務等経歴書

令和 年 月 日 現在

写真貼付欄
(3.5cm×4.5cm)

最近6月以内に撮影のもの
上半身、正面向きの写真

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生 (満 歳)
ふりがな	電話番号
(〒 -)	自宅 携帯 E-mail
現住所	電話番号
ふりがな	
連絡先 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	
(〒 -)	

学 歴

年	月	学 歴
		高等学校卒業

職 歴 等 (職歴及び業務内容等を記入してください。)

※取り組んだ業務や、常勤・非常勤の別、任用・勤務形態 (例: 会計年度任用職員) も記入してください。

年	月	職 歴 等
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	

年	月	職歴等
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	

免許・資格等

年	月	免許・資格等

志望動機等

私は、募集案内に掲げてある応募資格をすべて満たしており、また、この職務等経歴書のすべての記載内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

応募者氏名

(様式2)

氏名 _____

研究調査業績調書

主な論文、報告書等の執筆・参画歴

○印	題名	内容(20字×10行)	担当部分	発表の時期及び方法

○印	題名	内容(20字×10行)	担当部分	発表の時期及び方法

*記入欄が不足する場合は継紙により記入してください。

*記入方法

研究調査業績の記入は次の区分順序とし、同一事項のものについては年代順に記入してください。

- (1) 修士論文等(卒業論文・修士論文・博士論文を明示してください)
- (2) 著書(単著・共著・編著を明示してください) (3) 論文(学会誌・論文集等に発表したもの)
- (4) 研究調査報告 (5) 口頭発表

*内容欄は、200字以内で記載してください。

*担当部分欄は、分担した内容(文章執筆、図面作成等)を記載してください。

*研究調査業績で代表的なもの2件に○印をつけてください。

(様式3)

氏名

動物の調査・研究に関する主な経歴

	従事期間	調査対象	調査・研究主体	従事の職種	業務内容
記入例	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	〇〇地域の〇〇に関する生息状況調査	〇〇大学〇〇学部〇〇研究室等	担当職員（正職員、臨時職員）、補助員、アルバイト、学生等	撮影・痕跡による生息状況調査、報告書執筆

(様式4)

氏名 _____

展示・講座に関する主な経歴

	従事期間	・展示企画展名 ・講座名	・展示の内容 ・講座の内容	実施機関名	従事の 職種	業務内容
記入例	令和4年8月 約2週間	・〇〇展 ・△△講座	・〇〇に関する 写真や説明資料 等を展示 ・講師として△ △を解説	〇〇博物館、〇〇大学 〇〇学部〇〇研究室等	学芸員・研究 員、補助員、 アルバイト等	・展示、企画、 図録作成等 ・講座の企画・ 運営・講師等

報告事項 2

令和5年度山口県文書館研究員の採用選考試験の実施について

1 職種

研究員（歴史）

2 採用予定日

令和6年4月1日

3 採用予定人員

1名程度

4 職務内容

山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県知事部局（主に観光スポーツ文化部文化振興課）等において、歴史に関する調査研究業務その他の行政事務に従事します。

○歴史資料（文献、史料）等に関する調査研究、資料収集・整理、展示、教育普及、研究発表、資料の利用に関する助言等

○文化財（古文書等）の調査、保存・活用

○その他、文化財行政に関すること

5 応募資格

次のいずれにも該当する者。

ア 昭和54年（1979年）4月2日以降に生まれた者

イ 大学又は大学院で、日本史を専攻又は研究した者

ウ 大学院の修士課程修了（令和6年3月31日までに修了見込みの者を含む。）

又は、同等の研究経験・実務経験を有する者

6 応募書類の受付期間

令和5年9月15日（金）から令和5年10月31日（火）まで

7 選考の期日

(1) 第1次選考 令和5年11月下旬 …… 書類選考

(2) 第2次選考 令和5年12月17日（日） …… 面接試験

会場：山口県庁

(3) 合格者発表 令和5年12月下旬

令和5年度山口県文書館研究員（歴史）採用選考試験

募集案内(令和6年度採用予定)

令和 5年 9月
山口県教育委員会

1 職種、専門分野、採用予定人員及び職務内容等

職種	研究員（歴史）
専門分野	日本史
採用予定人員	1名程度
職務内容等	<p>山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県知事部局（主に観光スポーツ文化部文化振興課）等において、歴史に関する調査研究業務その他の行政事務に従事します。</p> <p>○歴史資料（文献、史料）等に関する調査研究、資料収集・整理、展示、教育普及、研究発表、資料の利用に関する助言等 ○文化財（古文書等）の調査、保存・活用 ○その他、文化財行政に関すること</p>

2 採用予定日 令和6年4月1日

3 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する者が応募できます。

- ア 昭和54年（1979年）4月2日以降に生まれた者
- イ 大学又は大学院で日本史を専攻又は研究した者
- ウ 大学院の修士課程修了（令和6年3月31日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者

(2) 上記（1）にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 選考方法

(1) 第1次選考 令和5年11月下旬に書類選考を行います。

選考結果は、合否にかかわらず応募者全員に通知します。

区分	配点	審査内容
書類審査	270点	提出された職務等経歴書等に基づき、書類審査を行います。

- (2) 第2次選考 第1次選考合格者について、令和5年12月17日(日)に行います。
試験会場は、以下のとおりです。
山口県山口市滝町1-1 山口県庁本館棟14階 教育庁教育委員会室等
最終合格者の発表時期は、12月下旬を予定しています。

区分	配点	試験内容
面接試験Ⅰ	250点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※各選考において一定の基準に満たない場合は不合格となります。

【採用時の職位の審査（実務経験が7年以上かつ30歳以上の者が対象）】

区分	試験内容
面接試験Ⅱ	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。

5 応募手続

(1) 申込方法等

原則、インターネット（電子申請）による申込とします。

パソコンやスマートフォン等から山口県教育庁教育政策課のホームページ「文書館研究員の募集について」にアクセスし、記載内容をよく確認の上、申し込んでください。
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/177/226285.html>)

申込に当たっては、「やまぐち電子申請サービス」内の「動作環境」を確認し、お使いのパソコンやスマートフォン等で申込が可能かどうか確認してください。御使用の機種や環境によって一部対応できないこともあります。また、「やまぐち電子申請サービス」の利用者ID及びパスワードは大切に保管してください。

インターネットによる申込が困難な場合は書面（郵送・持参）での申込を受け付けますので、「9 問い合わせ先」までお問い合わせください。

(2) 提出書類

ア 職務等経歴書（別紙様式1）

イ 最終学校卒業（見込）証明書

大学院修了（見込）者は、大学の卒業証明書も添付してください。

ウ 最終学校成績証明書（全学年記入のもの）

大学院修了（見込）者は、大学の成績証明書も添付してください。

エ 研究調査業績調書（別紙様式2）

オ 古文書の調査・整理に関する主な経歴（別紙様式3）

従事期間、文書名、調査・整理主体、従事職種、業務内容等を記載してください。

カ 展示・講座に関する主な経歴（別紙様式4）

従事期間、展示企画展名・講座名、展示内容・講座内容、実施機関名、従事職種、業務内容等を記載してください。

キ 添付するもの

- ・主要な業績（修士論文又はこれに相当するもの）（2点以内）
- ・主要な業績のうち、1点の要約（4000字以内）

※最終合格者の方は提出書類イ・ウの原本を提出していただきます。

(3) 受付期間

令和5年9月15日（金）から令和5年10月31日（火）午後5時まで

※郵送の場合は必着

※メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。期限に余裕を持って申し込んでください。

6 採用後の任用

- (1) 採用後は、原則として一般職の研究員もしくは学芸員、又は文化財保護主事としての任用になります。
- (2) 研究員もしくは学芸員としての実務経験が、7年以上かつ30歳以上の方については、別途、職務等経歴書等及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け（専門研究員、主任級研究員もしくは専門学芸員、博物館主任、又は主任主事級文化財専門員、主任級文化財専門員）について審査を行います。

7 給与初任給は、各人の経歴によって異なりますが、おおむね下表のとおりです。

(令和5年4月現在)

区 分	勤 務 地	初 任 給
○文化財保護主事 (24歳で採用の場合)	観光スポーツ文化部 文化振興課	205,000円
○研究員・学芸員 (24歳で採用の場合)	文書館(研究員) 博物館(学芸員)	213,900円
○主任主事級文化財専門員 (30歳で採用の場合)	観光スポーツ文化部 文化振興課	256,700円
○主任主事級専門研究員 主任主事級専門学芸員 (30歳で採用の場合)	文書館(専門研究員) 博物館(専門学芸員)	285,000円
○主任級文化財専門員 (40歳で採用の場合)	観光スポーツ文化部 文化振興課	323,200円
○主任級専門研究員 博物館主任 (40歳で採用の場合)	文書館(専門研究員) 博物館(主任)	350,000円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

8 選考結果の開示

この選考の結果（選考ごとの得点及び順位）を知りたい場合には、下記の区分に応じて受験者本人が運転免許証や学生証等の本人確認書類を持参して、山口県教育庁教育政策課（山口県庁本館棟14階）へ来課の上、その旨を申し出てください。（電話等による申出はできません。）

区分		申出期間
第1次選考	不合格者	第1次選考の合格発表日から1年間
	合格者	最終合格発表日から1年間
第2次選考	受験者	最終合格発表日から1年間

9 お問い合わせ先

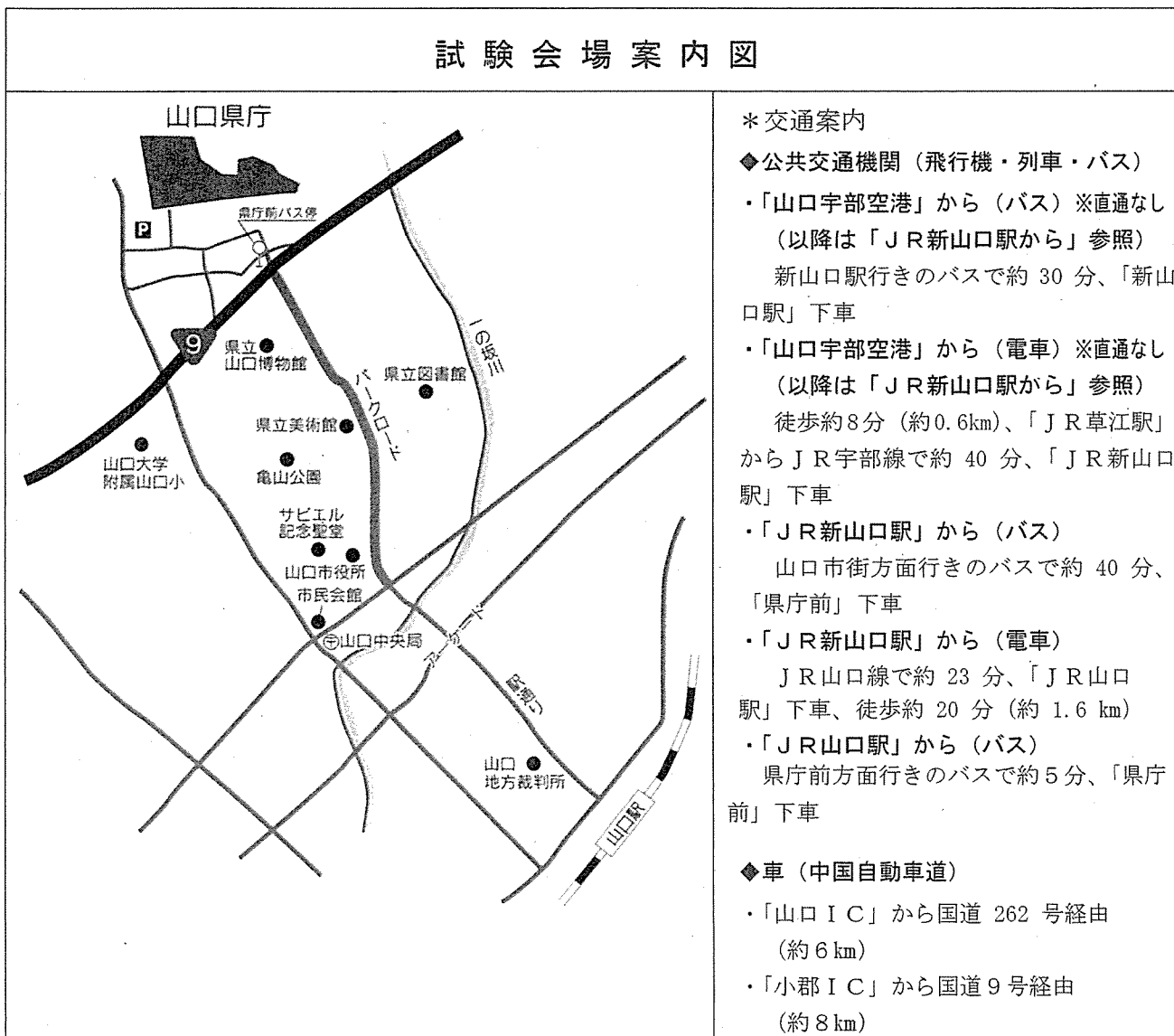
山口県教育庁教育政策課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話 083-933-4521

E-mail a50100@pref.yamaguchi.lg.jp

試験会場案内図



*交通案内

◆公共交通機関（飛行機・列車・バス）

- ・「山口宇部空港」から（バス）※直通なし
（以降は「JR新山口駅から」参照）
新山口駅行きで約30分、「新山口駅」下車
- ・「山口宇部空港」から（電車）※直通なし
（以降は「JR新山口駅から」参照）
徒歩約8分（約0.6km）、「JR草江駅」
からJR宇部線で約40分、「JR新山口
駅」下車
- ・「JR新山口駅」から（バス）
山口市街方面行きのバスで約40分、
「県庁前」下車
- ・「JR新山口駅」から（電車）
JR山口線で約23分、「JR山口
駅」下車、徒歩約20分（約1.6km）
- ・「JR山口駅」から（バス）
県庁前方面行きのバスで約5分、「県庁
前」下車

◆車（中国自動車道）

- ・「山口IC」から国道262号経由
（約6km）
- ・「小郡IC」から国道9号経由
（約8km）

(様式1)

職務等経歴書

令和 年 月 日 現在

写真貼付欄
(3.5cm×4.5cm)

最近6月以内に撮影のもの
上半身、正面向きの写真

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生(満 歳)
ふりがな	電話番号
(〒 -)	自宅 携帯 E-mail
現住所	
ふりがな	電話番号
連絡先(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	
(〒 -)	

学 歴

年	月	学 歴
		高等学校卒業

職 歴 等 (職歴及び業務内容等を記入してください。)

※取り組んだ業務や、常勤・非常勤の別、任用・勤務形態(例:会計年度任用職員)も記入してください。

年	月	職 歴 等
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	

年	月	職 歴 等
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	

免許・資格等

年	月	免 許 ・ 資 格 等

志望動機等

私は、募集案内に掲げてある応募資格をすべて満たしており、また、この職務等経歴書のすべての記載内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

応募者氏名

(様式2)

氏名 _____

研究調査業績調書

主な論文、報告書等の執筆・参画歴

○印	題名	内容(20字×10行)	担当部分	発表の時期及び方法

○印	題 名	内容（20字×10行）	担当部分	発表の時期 及び方法

*記入欄が不足する場合は継紙により記入してください。

*記入方法

研究調査業績の記入は次の区分順序とし、同一事項のものについては年代順に記入してください。

- (1) 修士論文等（卒業論文・修士論文・博士論文を明示してください）
- (2) 著書（単著・共著・編著を明示してください）
- (3) 論文（学会誌・論文集等に発表したもの）
- (4) 研究調査報告
- (5) 口頭発表

*内容欄は、200字以内で記載してください。

*担当部分欄は、分担した内容（文章執筆、図面作成等）を記載してください。

*研究調査業績で代表的なもの2件に○印をつけてください。

(様式3)

氏名 _____

古文書の調査・整理に関する主な経歴

	従事期間	文書名 (文書の主たる時代/内容)	調査・整理主体	従事の職種	業務内容
記入例	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	〇〇家文書 (〇〇時代/武家文書、庄屋文書等)	〇〇県〇〇市 (自治体史・教育委員会)、博物館・文書館、〇〇大学	担当職員 (正職員、臨時職員)、補助員、アルバイト、学生等	整理補助、文書整理、目録編成、解題・報告書執筆

(様式4)

氏名 _____

展示・講座に関する主な経歴

	従事期間	・展示企画展名 ・講座名	・展示の内容 ・講座の内容	実施機関名	従事の 職種	業務内容
記入例	令和4年8月 約2週間	・〇〇展 ・△△講座	・〇〇に関する 古文書を展示 ・講師として△ △を解説	〇〇文書館、〇〇郷土 資料館、〇〇博物館、 〇〇大学〇〇学部〇〇 研究室等	学芸員・研究 員、補助員、 アルバイト等	・展示、企画、 図録作成等 ・講座の企画・ 運営・講師等

令和5年3月公立高等学校等卒業生 進路状況調査結果(全日制・定時制)について(概要)

※ 公立高等学校及び中等教育学校後期課程についての調査

【概要】

- 「大学等進学者」の割合は、近年増加傾向にある。
- 「専修学校進(入)学者」の割合は、昨年より減少しているが近年横ばい傾向にある。
- 「就職者」の割合は、近年減少傾向にある。

() 内は前年調査の数値

卒業生数	6,997人 (7,276人) 279人減少
------	------------------------

大学等進学者

- 全卒業生のうち「大学等進学者」の割合は 48.9% (47.3%) 1.6pt 増加
 . . . 【第1表】
- 大学等進学者のうち「国公立大学進学者」の割合は 91.6% (89.2%) 2.4pt 増加
 . . . 【第2表】
- 系統別大学進学者数について、1位「商学・経済学」、2位「工学」 . . . 【第3表】
- 大学等進学者のうち「県内大学進学者」の割合は 27.4% (28.6%) 1.2pt 減少
 . . . 【第4表】

専修学校等進(入)学者

- 全卒業生のうち「専修学校等進(入)学者」の割合は 21.1% (22.5%) 1.4pt 減少
 . . . 【第1表】
- 系統別専修学校等進(入)学者数について、1位「医療」、2位「予備校」 . . . 【第6表】

就職者

- 全卒業生のうち「就職者」の割合は 27.1% (27.6%) 0.5pt 減少 . . . 【第1表】
- 系統別就職者数について、1位「製造・加工従事者」、2位「事務従事者」 . . . 【第7表】
- 学科別就職者数について、1位「工業科」、2位「商業科」 . . . 【第8表】

その他

- 全卒業生のうち「その他」の割合は 2.3% (2.0%) 0.3pt 増加 . . . 【第1表】
- ※ 「その他」とは、家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者等

令和5年3月県立特別支援学校高等部卒業生 進路状況調査結果について(概要)

() 内は前年調査の数値

卒業生数	229人(232人)	【第1表】
------	------------	-------

※専攻科を除く

1. 大学等進学者

- 全卒業生のうち「大学等進学者」は2人(12人)で、割合は0.9%(5.2%)
4.3ポイント減少 【第1表】
- ・ 「国公立大学等への進学者」数は0人(1人) 【第2表】
- ・ 「私立大学等への進学者」数は0人(1人) 【第2表】
- ・ 「専門学校への進学者」数は0人(2人) 【第2表】
- ・ 「専攻科への進学者」数は0人(4人) 【第2表】
- ・ 「職業能力開発校への進学者」数は2人(3人) 【第2表】
- ・ 「その他への進学者」数は0人(1人) 【第2表】

2. 就職者

- 全卒業生のうち「就職者」は80人(71人)で、割合は34.9%(30.6%)
4.3ポイント増加 【第1表】
- ・ 就職決定率(就職希望者に対する就職者の割合)は98.8%(94.6%)と90%台を維持
- ・ 職業別状況について、1位「運搬・清掃等従事者」、2位「生産工程従事者」、
3位「販売従事者」 【第3表】

3. 福祉施設利用者

- 全卒業生のうち「福祉施設利用者」は135人(137人)で、割合は59.0%(59.1%)
0.1ポイント減少 【第1表】
- ・ 福祉施設利用者のうち「就労系サービス(就労移行支援・就労継続支援B型)」
利用者数は76人(86人)。福祉施設利用者全体の半数以上を占める。
. 【第4表】
- ・ 福祉施設利用者のうち「生活介護」利用者数は、51人(40人) 【第4表】

4. その他

- 全卒業生のうち「その他」は12人(12人)で、割合は5.2%(5.2%)
. 【第1表】
- ※「その他」とは、家事手伝いをしている者、病気療養等による在宅者、進路未定者等

令和5年3月公立高等学校等
卒業生進路状況調査結果

令和5年9月

山口県教育委員会

目 次

《令和5年3月公立高等学校等（全日制・定時制）卒業生進路状況調査結果》

【第1表】	卒業生進路別状況	1
【第2表】	設置者別大学等進学状況	2
【第3表】	大学・短期大学 学部系統別進学状況	3
【第4表】	大学・短期大学 所在地別進学状況	4
【第5表】	大学・短期大学進学者の主な進学先一覧	5
【第6表】	専修学校等進(入)学者の系統別状況	7
【第7表】	就職者の職業別状況	8
【第8表】	学科別の就職状況	9

《令和5年3月公立高等学校等（通信制）卒業生進路状況調査結果》

【第1表】	卒業生進路別状況	10
【第2表】	設置者別大学等進学状況	11
【第3表】	大学・短期大学 学部系統別進学状況	12
【第4表】	大学・短期大学 所在地別進学状況	13
【第5表】	専修学校等進(入)学者の系統別状況	14
【第6表】	就職者の職業別状況	15
【第7表】	学科別の就職状況	16

令和5年3月公立高等学校等（全日制・定時制）卒業生 進路状況調査結果

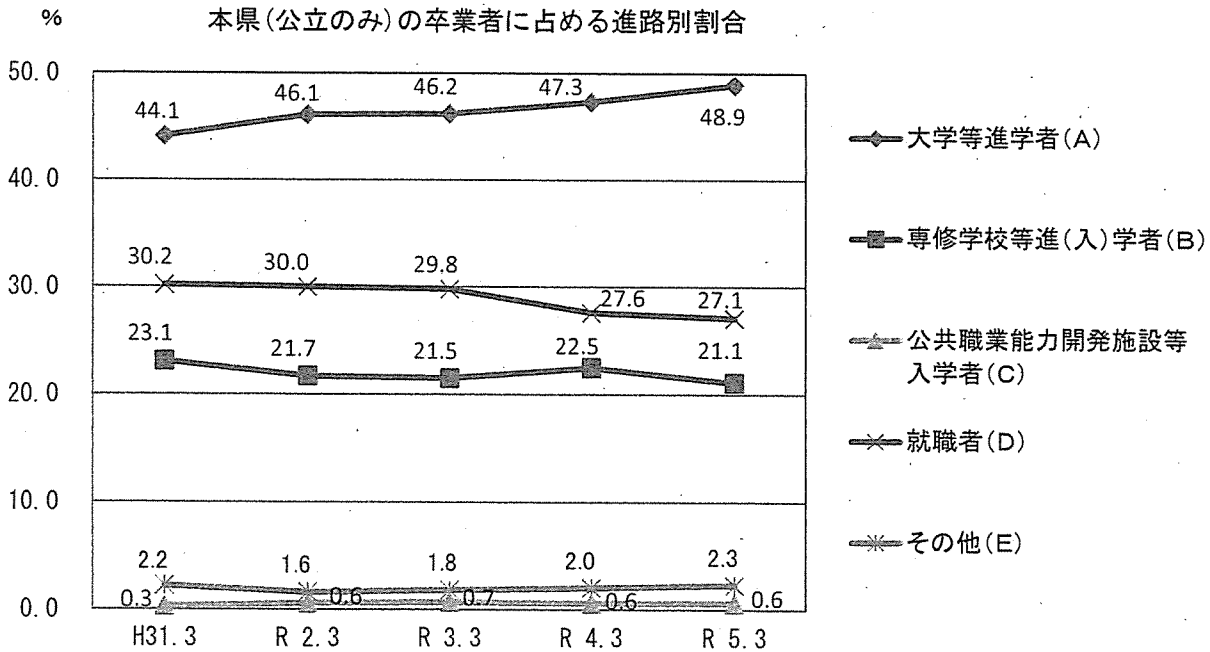
令和5年3月に山口県内の公立高等学校及び公立中等教育学校（48校9分校）の全日制・定時制課程を卒業した生徒について、令和5年5月1日現在における進路状況を調査した結果は、次のとおりである。

【第1表】

卒業生進路別状況

卒業年月	実数・割合	卒業生総数	大学等進学者 (A)	専修学校等 進(入)学者 (B)	公共職業能力 開発施設等 入学者(C)	就職者 (D)	その他 (E)
令和 5年3月	実数(人)	6,997	3,424	1,473	43	1,893	164
	割合(%)	100.0	48.9	21.1	0.6	27.1	2.3
令和 4年3月	実数(人)	7,276	3,442	1,635	41	2,010	148
	割合(%)	100.0	47.3	22.5	0.6	27.6	2.0
令和 3年3月	実数(人)	7,449	3,439	1,605	51	2,217	137
	割合(%)	100.0	46.2	21.5	0.7	29.8	1.8
令和 2年3月	実数(人)	7,906	3,647	1,718	45	2,369	127
	割合(%)	100.0	46.1	21.7	0.6	30.0	1.6
平成31年3月	実数(人)	7,856	3,467	1,818	27	2,370	174
	割合(%)	100.0	44.1	23.1	0.3	30.2	2.2

- (注1) 「大学等進学者(A)」とは、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、高等学校専攻科に進学した者である。
 (注2) 「専修学校等進(入)学者(B)」とは、専修学校の専門課程進学者、一般課程及び各種学校(予備校を含む)入学者である。
 (注3) 「公共職業能力開発施設等入学者(C)」とは、職業能力開発総合大学校、水産大学校等に入学した者である。
 (注4) 「就職者(D)」とは、(A)～(C)の各項目に該当しない者で、就職した者である。
 (注5) 「その他(E)」とは、令和2年度調査までは、一時的な仕事に就いた者、家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者及び(A)～(D)の各項目に該当しない者であり、令和3年度調査以降は、家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者及び(A)～(D)の各項目に該当しない者である。



【第2表】

設置者別大学等進学状況

() 内は前年調査の数値

区 分		計	構成比 (%)	過年度卒業生	令和5年3月卒業 者と過年度卒業生 の計
大 学	国 立	955 (927)	27.9 (26.9)	147 (134)	1,102 (1,061)
	公 立	529 (505)	15.4 (14.7)	15 (24)	544 (529)
	私 立	1,653 (1,639)	48.3 (47.6)	87 (83)	1,740 (1,722)
	計	3,137 (3,071)	91.6 (89.2)	249 (241)	3,386 (3,312)
短期大学	国公立	10 (14)	0.3 (0.4)	0 (0)	10 (14)
	私 立	224 (302)	6.5 (8.8)	1 (1)	225 (303)
	計	234 (316)	6.8 (9.2)	1 (1)	235 (317)
大学・短期大学の通信教 育学部及び放送大学		3 (6)	0.1 (0.2)	0 (0)	3 (6)
大学・短期大学（別科）		0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)
高等学校専攻科		50 (49)	1.5 (1.4)	0 (0)	50 (49)
特別支援学校 高等部専攻科		0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)
合 計		3,424 (3,442)	100.0 (100.0)	250 (242)	3,674 (3,684)

(注1) 外国の大学及び外国の短期大学への進学者を含まない。

(注2) 過年度卒業生のデータは、学校で把握できた範囲の数字である。

【第3表】

大学・短期大学 学部系統別進学状況

1 大 学

() 内は前年調査の数値

系 統		計	構成比(%)
大 分 類	中 分 類		
人 文 科 学		406 (368)	12.9 (12.0)
社 会 科 学	法 学 ・ 政 治 学	158 (176)	5.0 (5.7)
	商 学 ・ 経 済 学	639 (605)	20.4 (19.7)
	上 記 以 外	178 (162)	5.7 (5.3)
理 学		119 (112)	3.8 (3.6)
工 学		466 (501)	14.9 (16.3)
農 学	獣 医 学 ・ 畜 産 学	5 (7)	0.2 (0.2)
	上 記 以 外	88 (119)	2.8 (3.9)
保 健	医 学	35 (27)	1.1 (0.9)
	歯 学	11 (5)	0.4 (0.2)
	薬 学	88 (91)	2.8 (3.0)
	看 護	182 (179)	5.8 (5.8)
	上 記 以 外	201 (177)	6.4 (5.8)
商 船		0 (2)	0.0 (0.1)
家 政		75 (74)	2.4 (2.4)
教 育		333 (280)	10.6 (9.1)
芸 術		50 (58)	1.6 (1.9)
上 記 以 外		103 (128)	3.3 (4.2)
計		3,137 (3,071)	100.0 (100.0)

2 短期大学

() 内は前年調査の数値

系 統	計	構成比(%)
大 分 類		
人 文	17 (10)	7.3 (3.2)
社 会	2 (11)	0.9 (3.5)
教 養	2 (0)	0.9 (0.0)
工 業	9 (3)	3.8 (0.9)
農 業	4 (0)	1.7 (0.0)
保 健	11 (13)	4.7 (4.1)
家 政	42 (72)	17.9 (22.8)
教 育	118 (156)	50.4 (49.4)
芸 術	28 (46)	12.0 (14.6)
上 記 以 外	1 (5)	0.4 (1.6)
計	234 (316)	100.0 (100.0)

(注1) 大学進学者には、外国の大学に入学した者を含まない。

(注2) 短期大学進学者には、外国の短期大学及び高等学校専攻科に入学した者を含まない。

(注3) 系統は、学校基本調査を準用している。

1 大学について

(注4) 社会科学の中分類のうち「上記以外」とは、政経学、法経学、国際関係(総合)学類等

(注5) 農学の中分類うち、「上記以外」とは、栄養学、生物生産学、森林資源科学等

(注6) 保健の中分類のうち、「上記以外」とは、生命科学、理学・作業療法学、保健衛生学等

(注7) 大分類のうち、「上記以外」とは、教養学関係、総合科学関係、教養課程等

2 短期大学について

(注8) 大分類のうち、「上記以外」とは、理学関係、秘書関係等

【第4表】

大学・短期大学 所在地別進学状況

1 大学進学者

() 内は前年調査の数値

区分	実数・ 所在地の 構成比	全 国	山口県	広島県	福岡県	地 域 ブ ロ ッ ク 別					
						九州	中国	近畿	東海	関東	その他
国 立	実 数 (人)	955 (927)	384 (410)	69 (57)	117 (112)	233 (235)	546 (552)	77 (68)	9 (8)	43 (25)	47 (39)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	40.2 (44.2)	7.2 (6.1)	12.3 (12.1)	24.4 (25.4)	57.2 (59.5)	8.1 (7.3)	0.9 (0.9)	4.5 (2.7)	4.9 (4.2)
公 立	実 数 (人)	529 (505)	328 (327)	22 (26)	87 (65)	108 (88)	367 (375)	34 (23)	1 (5)	6 (7)	13 (7)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	62.0 (64.8)	4.2 (5.1)	16.4 (12.9)	20.4 (17.4)	69.4 (74.3)	6.4 (4.6)	0.2 (1.0)	1.1 (1.4)	2.5 (1.4)
私 立	実 数 (人)	1,653 (1,639)	149 (150)	378 (408)	397 (365)	418 (385)	600 (640)	372 (353)	22 (24)	217 (218)	24 (19)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	9.0 (9.2)	22.9 (24.9)	24.0 (22.3)	25.3 (23.5)	36.3 (39.0)	22.5 (21.5)	1.3 (1.5)	13.1 (13.3)	1.5 (1.2)
合 計	実 数 (人)	3,137 (3,071)	861 (887)	469 (491)	601 (542)	759 (708)	1,513 (1,567)	483 (444)	32 (37)	266 (250)	84 (65)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	27.4 (28.9)	15.0 (16.0)	19.2 (17.6)	24.2 (23.1)	48.2 (51.0)	15.4 (14.5)	1.0 (1.2)	8.5 (8.1)	2.7 (2.1)

2 短期大学進学者

() 内は前年調査の数値

区分	実数・ 所在地の 構成比	全 国	山口県	広島県	福岡県	地 域 ブ ロ ッ ク 別					
						九州	中国	近畿	東海	関東	その他
国公立	実 数 (人)	10 (14)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	4 (5)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	20.0 (7.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	60.0 (42.9)	40.0 (35.7)	0.0 (0.0)	0.0 (21.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
私 立	実 数 (人)	224 (302)	130 (162)	36 (38)	39 (81)	43 (82)	168 (205)	10 (12)	1 (0)	2 (3)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	58.0 (53.6)	16.1 (12.6)	17.4 (26.8)	19.2 (27.2)	75.0 (67.9)	4.5 (4.0)	0.4 (0.0)	0.9 (1.0)	0.0 (0.0)
合 計	実 数 (人)	234 (316)	132 (163)	36 (38)	39 (81)	49 (88)	172 (210)	10 (12)	1 (3)	2 (3)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	56.4 (51.6)	15.4 (12.0)	16.7 (25.6)	20.9 (27.8)	73.5 (66.5)	4.3 (3.8)	0.4 (0.9)	0.9 (0.9)	0.0 (0.0)

(注1) 短期大学進学者には、高等専門学校への編入者を含む。

(注2) 地域ブロック別の区分は次のとおりである。

- 九 州 …… 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 中 国 …… 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 近 畿 …… 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 東 海 …… 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 関 東 …… 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- その他 …… 「北海道」、「東北」、「北陸・甲信越」、「四国」地域

【第5表】

大学・短期大学進学者の主な進学先一覧

1 大 学 (国公立は3人以上、私立は10人以上が進学した大学)

()内は前年調査の数値

地 域	国立大学		公立大学		私立大学				
	進学者数計	大学名	進学者数	大学名	進学者数	大学名	進学者数	大学名	進学者数
北海道・東北 21 (7)		北海道大学	6 (0)						
		東北大学	3 (3)						
関 東 266 (250)		筑波大学	4 (5)	東京都立大学	3 (4)	慶應義塾大学	10 (6)		
		群馬大学	3 (0)			帝京大学	11 (12)		
		埼玉大学	4 (2)			日本大学	10 (13)		
		千葉大学	5 (0)			早稲田大学	15 (12)		
		東京大学	7 (6)						
		東京学芸大学	3 (0)						
		東京農工大学	3 (1)						
		横浜国立大学	5 (3)						
北陸・甲信越 15 (11)		信州大学	3 (4)	都留文科大学	3 (1)				
東 海 32 (37)		静岡大学	7 (3)			中京大学	11 (6)		
近 畿 483 (444)		滋賀大学	7 (0)	大阪公立大学	11 (10)	京都産業大学	19 (13)	関西学院大学	36 (31)
		京都大学	7 (10)	神戸市外国語大学	6 (3)	京都女子大学	14 (5)		
		京都教育大学	4 (0)	兵庫県立大学	10 (5)	同志社大学	27 (23)		
		大阪大学	24 (22)			立命館大学	30 (50)		
		大阪教育大学	6 (5)			龍谷大学	21 (20)		
		神戸大学	16 (17)			関西大学	18 (10)		
		奈良教育大学	5 (2)			関西外国語大学	19 (13)		
		奈良女子大学	3 (4)			近畿大学	35 (45)		
中 国 1,513 (1,567)		鳥取大学	6 (2)	島根県立大学	3 (7)	岡山理科大学	25 (25)	安田女子大学	67 (70)
		島根大学	11 (14)	岡山県立大学	7 (10)	川崎医療福祉大学	19 (31)	宇都フロンティア大学	28 (46)
		岡山大学	76 (69)	新見公立大学	6 (0)	環太平洋大学	12 (6)	東亜大学	18 (21)
		広島大学	69 (57)	尾道市立大学	3 (1)	日赤広島看護大学	11 (15)	梅光学院大学	43 (41)
		山口大学	384 (410)	県立広島大学	9 (10)	広島経済大学	49 (31)	山口学芸大学	55 (39)
				広島市立大学	5 (8)	広島工業大学	74 (78)		
				福山市立大学	3 (4)	広島国際大学	45 (29)		
				下関市立大学	93 (86)	広島修道大学	58 (86)		
				周南公立大学	45 (59)	広島都市学園大学	11 (12)		
				山口県立大学	123 (121)	広島文教大学	23 (32)		
				山口東京理科大学	67 (61)	福山大学	18 (20)		
四 国 48 (47)		徳島大学	3 (5)	高知県立大学	3 (0)				
		香川大学	6 (4)						
		愛媛大学	11 (14)						
		高知大学	8 (7)						
九 州 759 (708)		九州大学	72 (64)	北九州市立大学	65 (57)	九州栄養福祉大学	20 (18)	福岡工業大学	21 (11)
		九州工業大学	23 (28)	九州歯科大学	4 (1)	九州共立大学	33 (17)		
		福岡教育大学	22 (20)	福岡県立大学	8 (6)	九州国際大学	25 (8)		
		佐賀大学	11 (12)	福岡女子大学	10 (1)	九州産業大学	54 (52)		
		長崎大学	32 (28)	長崎県立大学	12 (14)	久留米大学	34 (22)		
		熊本大学	20 (31)	宮崎公立大学	3 (2)	西南学院大学	24 (37)		
		大分大学	25 (24)			西南女学院大学	28 (23)		
		宮崎大学	6 (9)			西日本工業大学	14 (15)		
		鹿児島大学	18 (15)			福岡大学	88 (95)		

2 短期大学（国公立は3人以上、私立は10人以上が進学した大学）

（ ）内は前年調査の数値

地 域 進学者数計	国公立短期大学		私立短期大学			
	短期大学名	進学者数	短期大学名	進学者数	短期大学名	進学者数
北海道・東北 0 (0)						
関 東 2 (3)						
北陸・甲信越 0 (0)						
東 海 1 (3)						
近 畿 10 (12)						
中 国 172 (210)			山陽女子短期大学	14 (12)	山口芸術短期大学	59 (74)
			岩国短期大学	24 (28)	山口短期大学	14 (16)
			宇部フロンティア大学短期大学部	20 (34)		
			下関短期大学	13 (10)		
四 国 0 (0)						
九 州 49 (88)	大分県芸術文化短期大学	6 (6)				

(注1) 短期大学進学者には、高等専門学校への編入者を含む。

【第6表】

専修学校等進(入)学者の系統別状況

()内は前年調査の数値

区 分	工業	農業	医療	衛生	教育福祉	商業実務	服飾家政	文化教養	予備校	その他	計
実数(人)	149 (147)	28 (24)	457 (476)	163 (183)	13 (22)	104 (114)	36 (74)	207 (220)	284 (305)	32 (70)	1,473 (1,635)
専修学校等進(入) 学者の構成比 (%)	10.1 (9.0)	1.9 (1.5)	31.0 (29.1)	11.1 (11.2)	0.9 (1.3)	7.1 (7.0)	2.4 (4.5)	14.1 (13.5)	19.3 (18.7)	2.2 (4.3)	100.0 (100.0)

(注1) 各系統の内容は次のとおりである。

- 工業 …… 情報処理、土木・建築、電気・電子、自動車整備 等
- 農業 …… 農業、園芸、畜産、バイオテクノロジー、ガーデンビジネス、フラワービジネス、動物管理 等
- 医療 …… 看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、柔道整復、理学・作業療法 等
- 衛生 …… 栄養、調理、理容・美容、製菓・製パン、エステティック 等
- 教育福祉 …… 保育、社会福祉、介護福祉、医療福祉 等
- 商業実務 …… 経理・簿記、秘書、経営、情報、観光・ホテル、医療事務 等
- 服飾家政 …… 和洋裁、服飾、ファッションデザイン、ファッションビジネス 等
- 文化教養 …… 音楽、美術、グラフィックデザイン、外国語、演劇・映画、通訳・翻訳、法律行政、スポーツ 等
- 予備校 …… 大学受験予備校、資格試験予備校 等

【第7表】

就職者の職業別状況

() 内は前年調査の数値

区 分		計	職業別の 構成比 (%)
専門的・技術的職業従事者		181 (231)	9.6 (11.5)
事務従事者		319 (295)	16.9 (14.7)
販売従事者		74 (117)	3.9 (5.8)
サービス職業従事者		121 (132)	6.4 (6.6)
保安職業従事者		80 (69)	4.2 (3.4)
農林漁業従事者	1 農林業従事者	16 (8)	0.8 (0.4)
	2 漁業従事者	10 (6)	0.5 (0.3)
生産工程従事者	1 製造・加工従事者	685 (617)	36.2 (30.7)
	2 機械組立従事者	148 (176)	7.8 (8.8)
	3 整備修理従事者	35 (49)	1.8 (2.4)
	4 検査従事者	39 (51)	2.1 (2.5)
	5 その他	24 (48)	1.3 (2.4)
輸送・機械運転従事者		53 (52)	2.8 (2.6)
建設・採掘従事者		65 (85)	3.4 (4.2)
運搬・清掃等従事者		29 (25)	1.5 (1.2)
上記以外のもの		13 (49)	0.7 (2.4)
計		1,892 (2,010)	100.0 (100.0)

(注1) 就職者には、大学等進学者、専修学校等進(入)学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち、就職した者を含む。

(注2) 区分は、学校基本調査を準用している。平成23年3月卒業者の調査からは、平成21年12月に改訂された日本標準職業分類による集計である。内容は次のとおりである。

専門的・技術的職業従事者	研究者、農業水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、医療従事者、法務従事者、教員、著述家、音楽家 等	
事務従事者	庶務事務員、受付・案内事務員、出荷・受荷事務員、郵便事務員 等	
販売従事者	小売店主、食料品営業職業従事者、商品訪問・移動販売従事者、不動産仲介・売買人 等	
サービス職業従事者	介護職員、歯科助手、理容師、美容師、旅館主、マンション管理人、旅行・観光案内人 等	
保安職業従事者	自衛官、警察官、消防員、警備員 等	
農林漁業従事者	1 農林業従事者	農耕従事者、養畜従事者、造園師、育林従事者 等
	2 漁業従事者	漁労従事者、水産・養殖従事者 等
生産工程従事者	1 製造・加工従事者	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員、金属工作機械作業従事者、食料品製造従事者、紡織・衣服・繊維製品製造従事者、印刷・製本従事者 等
	2 機械組立従事者	機械器具組立設備制御・監視員、自動車組立従事者 等
	3 整備修理従事者	電気機械機器器具整備・修理従事者、自動車整備・修理従事者 等
	4 検査従事者	金属材料検査従事者、食料品検査従事者、自動車検査従事者 等
	5 その他	生産関連作業従事者 等
輸送・機械運転従事者	電車運転士、バス運転者、航海士、ボイラー・オペレーター、建設機械運転従事者 等	
建設・採掘従事者	大工、左官、鉄筋作業、通信線架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者、採鉱員 等	
運搬・清掃等従事者	郵便・電報外交員、倉庫作業従事者、ビル・建物清掃員、包装従事者 等	
上記以外のもの	分類不能の職業	

【第8表】

学科別の就職状況

1 就職者に占める各学科の状況

()内は前年調査の数値

区 分	普通科、理数科、 英語科、探究科	農業科、水産科	工業科	商業科	家庭科、看護科	総合学科	その他 の学科	計
就職者 (人)	189 (218)	139 (156)	978 (1,027)	361 (371)	44 (43)	178 (191)	4 (4)	1,893 (2,010)
学科の構成比 (%)	10.0 (10.8)	7.3 (7.8)	51.7 (51.1)	19.1 (18.5)	2.3 (2.1)	9.4 (9.5)	0.2 (0.2)	100.0 (100.0)

(注1) 就職者には、大学等進学者、専修学校等進(入)学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち就職した者を含まない。

(注2) その他の学科は、県立周防大島高等学校地域創生科を示している。

(注3) 探究科は、人文社会科学科及び自然科学科を示している。

2 各学科に占める就職者の状況

()内は前年調査の数値

区 分	普通科、理数科、 英語科、探究科	農業科、水産科	工業科	商業科	家庭科、看護科	総合学科	その他 の学科	計
学科の人数 (人)	3,923 (4,041)	292 (326)	1,227 (1,262)	804 (833)	123 (136)	618 (663)	10 (15)	6,997 (7,276)
就職者数 (人)	189 (218)	139 (156)	978 (1,027)	361 (371)	44 (43)	178 (191)	4 (4)	1,893 (2,010)
就職者の 構成比 (%)	4.8 (5.4)	47.6 (47.9)	79.7 (81.4)	44.9 (44.5)	35.8 (31.6)	28.8 (28.8)	40.0 (26.7)	27.1 (27.6)

(注1) 就職者には、大学等進学者、専修学校等進(入)学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち就職した者を含まない。

(注2) その他の学科は、県立周防大島高等学校地域創生科を示している。

(注3) 探究科は、人文社会科学科及び自然科学科を示している。

令和5年3月公立高等学校等（通信制）卒業生 進路状況調査結果

令和5年3月に山口県内の公立高等学校（1校）の通信制課程を卒業した生徒について、令和5年5月1日現在における進路状況を調査した結果は、次のとおりである。

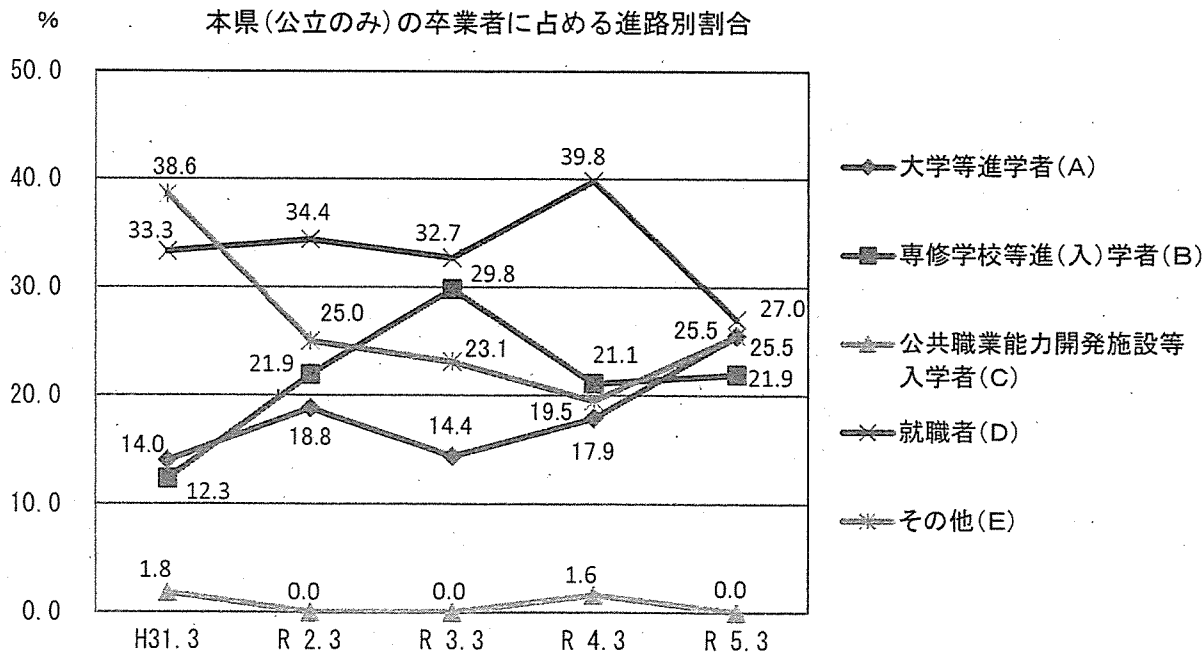
【第1表】

卒業生進路別状況

卒業年月	実数・割合	卒業生総数	大学等進学者 (A)	専修学校等 進(入)学者 (B)	公共職業能力 開発施設等 入学者(C)	就職者 (D)	その他 (E)
令和 5年3月	実数(人)	137	35	30	0	37	35
	割合(%)	100.0	25.5	21.9	0.0	27.0	25.5
令和 4年3月	実数(人)	123	22	26	2	49	24
	割合(%)	100.0	17.9	21.1	1.6	39.8	19.5
令和 3年3月	実数(人)	104	15	31	0	34	24
	割合(%)	100.0	14.4	29.8	0.0	32.7	23.1
令和 2年3月	実数(人)	128	24	28	0	44	32
	割合(%)	100.0	18.8	21.9	0.0	34.4	25.0
平成31年3月	実数(人)	114	16	14	2	38	44
	割合(%)	100.0	14.0	12.3	1.8	33.3	38.6

- (注1) 「大学等進学者(A)」とは、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、高等学校専攻科に進学した者である。
 (注2) 「専修学校等進(入)学者(B)」とは、専修学校の専門課程進学者、一般課程及び各種学校(予備校を含む)入学者である。
 (注3) 「公共職業能力開発施設等入学者(C)」とは、職業能力開発総合大学校、水産大学校等に入学した者である。
 (注4) 「就職者(D)」とは、(A)～(C)の各項目に該当しない者で、就職した者である。
 (注5) 「その他(E)」とは、令和2年度調査までは、一時的な仕事に就いた者、家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者及び(A)～(D)の各項目に該当しない者であり、令和3年度以降の調査は、家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者及び(A)～(D)の各項目に該当しない者である。

本県(公立のみ)の卒業生に占める進路別割合



【第2表】

設置者別大学等進学状況

() 内は前年調査の数値

区 分		計	構成比 (%)	過年度卒業生	令和5年3月卒業 者と過年度卒業者 の計
大 学	国 立	3 (2)	8.6 (9.1)	2 (1)	5 (3)
	公 立	1 (2)	2.9 (9.1)	0 (1)	1 (3)
	私 立	19 (13)	54.3 (59.1)	2 (5)	21 (18)
	計	23 (17)	65.7 (77.3)	4 (7)	27 (24)
短期大学	国公立	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)
	私 立	4 (1)	11.4 (4.5)	0 (0)	4 (1)
	計	4 (1)	11.4 (4.5)	0 (0)	4 (1)
大学・短期大学の通信教 育学部及び放送大学		8 (4)	22.9 (18.2)	0 (1)	8 (5)
大学・短期大学（別科）		0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)
高等学校専攻科		0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)
特別支援学校 高等部専攻科		0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)
合 計		35 (22)	100.0 (100.0)	4 (8)	39 (30)

(注1) 外国の大学及び外国の短期大学への進学者を含まない。

(注2) 過年度卒業者のデータは、学校で把握できた範囲の数字である。

【第3表】

大学・短期大学 学部系統別進学状況

1 大 学

() 内は前年調査の数値

系 統		計	構成比(%)
大 分 類	中 分 類		
人 文 科 学		7 (5)	30.4 (29.4)
社会 科学	法 学 ・ 政 治 学	1 (1)	4.3 (5.9)
	商 学 ・ 経 済 学	2 (1)	8.7 (5.9)
	上 記 以 外	0 (2)	0.0 (11.8)
理 学		0 (0)	0.0 (0.0)
工 学		1 (2)	4.3 (11.8)
農 学	獣 医 学 ・ 畜 産 学	0 (0)	0.0 (0.0)
	上 記 以 外	3 (0)	13.0 (0.0)
	医 学	0 (0)	0.0 (0.0)
保 健	歯 学	0 (0)	0.0 (0.0)
	薬 学	0 (0)	0.0 (0.0)
	看 護	0 (0)	0.0 (0.0)
	上 記 以 外	3 (3)	13.0 (17.6)
商 船		0 (0)	0.0 (0.0)
家 政		0 (0)	0.0 (0.0)
教 育		4 (2)	17.4 (11.8)
芸 術		2 (1)	8.7 (5.9)
上 記 以 外		0 (0)	0.0 (0.0)
計		23 (17)	100.0 (100.0)

2 短期大学

() 内は前年調査の数値

系 統		計	構成比(%)
大 分 類	中 分 類		
人 文		0 (0)	0.0 (0.0)
社 会		0 (0)	0.0 (0.0)
教 養		0 (0)	0.0 (0.0)
工 業		0 (0)	0.0 (0.0)
農 業		0 (0)	0.0 (0.0)
保 健		2 (0)	50.0 (0.0)
家 政		0 (0)	0.0 (0.0)
教 育		2 (0)	50.0 (0.0)
芸 術		0 (1)	0.0 (100.0)
上 記 以 外		0 (0)	0.0 (0.0)
計		4 (1)	100.0 (100.0)

(注1) 大学進学者には、外国の大学に入学した者を含まない。

(注2) 短期大学進学者には、外国の短期大学及び高等学校専攻科に入学した者を含まない。

(注3) 系統は、学校基本調査を準用している。

1 大学について

(注4) 社会科学の中分類のうち「上記以外」とは、政経学、法経学、国際関係(総合)学類等

(注5) 農学の中分類うち、「上記以外」とは、栄養学、生物生産学、森林資源科学等

(注6) 保健の中分類のうち、「上記以外」とは、生命科学、理学・作業療法学、保健衛生学等

(注7) 大分類のうち、「上記以外」とは、教養学関係、総合科学関係、教養課程等

2 短期大学について

(注8) 大分類のうち、「上記以外」とは、理学関係、秘書関係等

【第4表】

大学・短期大学 所在地別進学状況

1 大学進学者

() 内は前年調査の数値

区分	実数・ 所在地の 構成比	全 国	山口県	広島県	福岡県	地 域 ブ ロ ッ ク 別					
						九州	中国	近畿	東海	関東	その他
国 立	実 数 (人)	3 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	66.7 (50.0)	0.0 (0.0)	0.0 (50.0)	0.0 (50.0)	100.0 (50.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
公 立	実 数 (人)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
私 立	実 数 (人)	19 (13)	3 (8)	3 (1)	1 (1)	2 (3)	7 (9)	6 (1)	0 (0)	4 (0)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	15.8 (61.5)	15.8 (7.7)	5.3 (7.7)	10.5 (23.1)	36.8 (69.2)	31.6 (7.7)	0.0 (0.0)	21.1 (0.0)	0.0 (0.0)
合 計	実 数 (人)	23 (17)	6 (11)	3 (1)	1 (2)	2 (4)	11 (12)	6 (1)	0 (0)	4 (0)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	26.1 (64.7)	13.0 (5.9)	4.3 (11.8)	8.7 (23.5)	47.8 (70.6)	26.1 (5.9)	0.0 (0.0)	17.4 (0.0)	0.0 (0.0)

2 短期大学進学者

() 内は前年調査の数値

区分	実数・ 所在地の 構成比	全 国	山口県	広島県	福岡県	地 域 ブ ロ ッ ク 別					
						九州	中国	近畿	東海	関東	その他
国公立	実 数 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
私 立	実 数 (人)	4 (1)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	75.0 (100.0)	25.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
合 計	実 数 (人)	4 (1)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	75.0 (100.0)	25.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	100.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

(注1) 短期大学進学者には、高等専門学校への編入者を含む。

(注2) 地域ブロック別の区分は次のとおりである。

- 九州・・・福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
 中国・・・鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 近畿・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 東海・・・岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 関東・・・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 その他・・・「北海道」、「東北」、「北陸・甲信越」、「四国」地域

【第5表】

専修学校等進(入)学者の系統別状況

() 内は前年調査の数値

区 分	工業	農業	医療	衛生	教育福祉	商業実務	服飾家政	文化教養	予備校	その他	計
実数(人)	4 (5)	0 (0)	12 (6)	1 (1)	1 (0)	2 (2)	0 (1)	6 (7)	4 (4)	0 (0)	30 (26)
専修学校進(入)学者の構成比(%)	13.3 (19.2)	0.0 (0.0)	40.0 (23.1)	3.3 (3.8)	3.3 (0.0)	6.7 (7.7)	0.0 (3.8)	20.0 (26.9)	13.3 (15.4)	0.0 (0.0)	100.0 (100.0)

(注1) 各系統の内容は次の通りである

- 工業 …… 情報処理、土木・建築、電気・電子、自動車整備 等
- 農業 …… 農業、園芸、畜産、バイオテクノロジー、ガーデンビジネス、フラワービジネス、動物管理 等
- 医療 …… 看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、柔道整復、理学・作業療法 等
- 衛生 …… 栄養、調理、理容・美容、製菓・製パン、エステティック 等
- 教育福祉 …… 保育、社会福祉、介護福祉、医療福祉 等
- 商業実務 …… 経理・簿記、秘書、経営、情報、観光・ホテル、医療事務 等
- 服飾家政 …… 和洋裁、服飾、ファッションデザイン、ファッションビジネス 等
- 文化教養 …… 音楽、美術、グラフィックデザイン、外国語、演劇・映画、通訳・翻訳、法律行政、スポーツ 等
- 予備校 …… 大学受験予備校、資格試験予備校 等

【第6表】

就職者の職業別状況

() 内は前年調査の数値

区 分		計	職 業 別 の 構 成 比 (%)
専門的・技術的職業従事者		4 (4)	10.8 (7.8)
事務従事者		2 (3)	5.4 (5.9)
販売従事者		9 (14)	24.3 (27.5)
サービス職業従事者		13 (13)	35.1 (25.5)
保安職業従事者		0 (1)	0.0 (2.0)
農林漁業従事者	1 農林業従事者	0 (2)	0.0 (3.9)
	2 漁業従事者	0 (0)	0.0 (0.0)
生産工程従事者	1 製造・加工従事者	2 (11)	5.4 (21.6)
	2 機械組立従事者	0 (0)	0.0 (0.0)
	3 整備修理従事者	0 (0)	0.0 (0.0)
	4 検査従事者	0 (0)	0.0 (0.0)
	5 その他	0 (0)	0.0 (0.0)
輸送・機械運転従事者		1 (0)	2.7 (0.0)
建設・採掘従事者		4 (3)	10.8 (5.9)
運搬・清掃等従事者		2 (0)	5.4 (0.0)
上記以外のもの		0 (0)	0.0 (0.0)
計		37 (51)	100.0 (100.0)

(注1) 就職者には、大学等進学者、専修学校等進(入)学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち、就職した者を含む。

(注2) 区分は、学校基本調査を準用している。平成23年3月卒業者の調査からは、平成21年12月に改訂された日本標準職業分類による集計である。内容は次のとおりである。

専門的・技術的職業従事者	研究者、農業水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、医療従事者、法務従事者、教員、著述家、音楽家 等
事務従事者	庶務事務員、受付・案内事務員、出荷・受荷事務員、郵便事務員 等
販売従事者	小売店主、食料品営業職業従事者、商品訪問・移動販売従事者、不動産仲介・売買人 等
サービス職業従事者	介護職員、歯科助手、理容師、美容師、旅館主、マンション管理人、旅行・観光案内人 等
保安職業従事者	自衛官、警察官、消防員、警備員 等
農林漁業従事者	1 農林業従事者 農耕従事者、養畜従事者、造園師、育林従事者 等
	2 漁業従事者 漁労従事者、水産・養殖従事者 等
生産工程従事者	1 製造・加工従事者 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員、金属工作機械作業従事者、食料品製造従事者、紡織・衣服・繊維製品製造従事者、印刷・製本従事者 等
	2 機械組立従事者 機械器具組立設備制御・監視員、自動車組立従事者 等
	3 整備修理従事者 電気機械機器整備・修理従事者、自動車整備・修理従事者 等
	4 検査従事者 金属材料検査従事者、食料品検査従事者、自動車検査従事者 等
	5 その他 生産関連作業従事者 等
輸送・機械運転従事者	電車運転士、バス運転者、航海士、ボイラー・オペレーター、建設機械運転従事者 等
建設・採掘従事者	大工、左官、鉄筋作業者、通信線架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者、採鉱員 等
運搬・清掃等従事者	郵便・電報外交員、倉庫作業従事者、ビル・建物清掃員、包装従事者 等
上記以外のもの	分類不能の職業

【第7表】

学科別の就職状況

1 就職者に占める各学科の状況

()内は前年調査の数値

区 分	普通科	衛生看護科	計
就職者 (人)	37 (49)	0 (0)	37 (49)
学科の構成比 (%)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	100.0 (100.0)

(注1) 就職者には、大学等進学者、専修学校等進(入)学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち就職した者を含まない。

2 各学科に占める就職者の状況

()内は前年調査の数値

区 分	普通科	衛生看護科	計
学科の人数 (人)	137 (123)	0 (0)	137 (123)
就職者数 (人)	37 (49)	0 (0)	37 (49)
就職者の 構成比 (%)	27.0 (39.8)	0.0 (0.0)	27.0 (39.8)

(注1) 就職者には、大学等進学者、専修学校等進(入)学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち就職した者を含まない。

令和5年3月県立特別支援学校高等部卒業者
進路状況調査結果

令和5年9月

山口県教育委員会

目 次

【第1表】	卒業生進路別状況	-----	1
【第2表】	進学先一覧	-----	1
【第3表】	就職者の職業別状況	-----	2
【第4表】	利用福祉サービス一覧	-----	3

令和5年3月県立特別支援学校高等部卒業生 進路状況調査結果

令和5年3月に山口県内の県立特別支援学校高等部(12校)を卒業した生徒について、令和5年5月1日現在における進路状況を調査した結果は、次のとおりである。

【第1表】

卒業生進路別状況

卒業年月	実数・割合	卒業生総数	進学者数(A)	就職者数(B)	福祉施設利用者(C)	その他(D)
令和5年3月	実数(人)	229	2	80	135	12
	割合(%)	100.0	0.9	34.9	59.0	5.2
令和4年3月	実数(人)	232	12	71	137	12
	割合(%)	100.0	5.2	30.6	59.1	5.2
令和3年3月	実数(人)	232	6	67	145	14
	割合(%)	100.0	2.6	28.9	62.5	6.0
令和2年3月	実数(人)	260	10	84	156	10
	割合(%)	100.0	3.8	32.3	60.0	3.8
平成31年3月	実数(人)	260	11	93	143	13
	割合(%)	100.0	4.2	35.8	55.0	5.0

※「その他(D)」とは、「進学」「就職」「福祉施設利用」に該当しない者であり、家事手伝いをしている者、病氣療養等による在宅者、進路未定者等である。

※専攻科を除く。

※構成比(%)については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならないことがある。

【第2表】

進学先一覧

区分	学校名	進学者数		
		令和5年3月	令和4年3月	令和3年3月
国立大学等	筑波技術大学		1	
私立大学等	梅光学院大学			1
	大阪体育大学			1
	岡山理科大学			1
	山口芸術短期大学		1	
専門学校	下関文化産業専門学校		1	
	広島会計ビジネス専門学校		1	
専攻科	下関南総合支援学校		2	
	筑波大学附属視覚特別支援学校		2	
職業能力開発校	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	1	1	
	広島障害者職業能力開発校	1		1
	福岡障害者職業能力開発校			2
	山口県立西部高等産業技術学校		2	
その他	山口県立山口松風館高等学校		1	
計		2	12	6

【第3表】

就職者の職業別状況

() 内は前年調査の数値

区 分		計	職業別の 構成比(%)
専門的・技術的職業従事者		2 (0)	2.5 (0.0)
事務従事者		5 (4)	6.3 (5.6)
販売従事者		15 (11)	18.8 (15.5)
サービス職業従事者		6 (7)	7.5 (9.9)
保安職業従事者		0 (0)	0.0 (0.0)
農林漁業の職業従事者	1 農林業従事者	3 (2)	3.8 (2.8)
	2 漁業従事者	0 (0)	0.0 (0.0)
生産工程従事者	1 製造・加工従事者	9 (13)	11.3 (18.3)
	2 機械組立従事者	5 (5)	6.3 (7.0)
	3 整備・修理従事者	1 (0)	1.3 (0.0)
	4 検査従事者	1 (0)	1.3 (0.0)
	5 その他	2 (3)	2.5 (4.2)
輸送・機械運転従事者		0 (1)	0.0 (1.4)
建設・採掘従事者		1 (1)	1.3 (1.4)
運搬・清掃等従事者		28 (19)	35.0 (26.8)
上記以外のもの		2 (5)	2.5 (7.0)
計		80 (71)	

※職業別の構成比(%)について、小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならないことがある。

(注1) 就職者には、大学等進学者、専修学校等進(入)学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち、就職した者を含む。

(注2) 区分は、学校基本調査を準用している。内容は次のとおりである。

専門的・技術的職業従事者	研究者、農業水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、医療従事者、法務従事者、教員、著述家、音楽家等	
事務従事者	庶務事務員、受付・案内事務員、出荷・受荷事務員、郵便事務員等	
販売従事者	小売店主、食料品営業職業従事者、商品訪問・移動販売従事者、不動産仲介人・	
サービス職業従事者	介護職員、歯科助手、理容師、美容師、旅館主、マンション管理人、旅行・観光案内	
保安職業従事者	自衛官、警察官、消防員、警備員等	
農林漁業の職業従事者	1 農林業従事者	農耕従事者、養畜従事者、造園師、育林従事者等
	2 漁業従事者	漁業従事者、水産・養殖従事者等
生産工程従事者	1 製造・加工従事者	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員、金属工作機械作業従事者、食料品製造従事者、紡織・衣服・繊維製品製造従事者、印刷・製本従事者等
	2 機械組立従事者	機械器具組立設備制御・監視員、自動車組立従事者等
	3 整備・修理従事者	電気機械器具整備・修理従事者、自動車整備・修理従事者等
	4 検査従事者	金属材料検査従事者、食料品検査従事者、自動車検査従事者等
	5 その他	生産関連作業従事者等
輸送・機械運転従事者	電車運転士、バス運転者、航海士、ボイラー・オペレーター、建設機械運転従事者	
建設・採掘従事者	大工、左官、鉄筋作業、通信線架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者、	
運搬・清掃等従事者	郵便・電報外交員、倉庫作業従事者、ビル・建物清掃員、包装従事者等	
上記以外のもの	分類不能の職業	

【第4表】

利用福祉サービス一覧

() 内は前年調査の数値

区分	利用人数
就労移行支援	18 (18)
就労継続支援B型	58 (68)
自立訓練	7 (5)
生活介護	51 (40)
地域活動支援センター	0 (0)
日中一時支援	0 (1)
施設入所支援	1 (2)
福祉型障害児入所施設	0 (2)
その他	0 (1)
計	135 (137)

【参考 福祉サービス一覧】

サービス・施設の種類	利用形態	サービス・施設の目的及び対象者
就労移行支援	通所	就労を希望する障害者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練等の便宜を供与する。
就労継続支援	通所	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する。
自立訓練	通所	障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する。
生活介護	通所	常時介護を要する障害者に対し、主として昼間、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する。
地域活動支援センター	通所	障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。
日中一時支援	—	障害者に日中における活動の場を一時的に提供し、介護している家族の就労や休息を支援する。
施設入所支援	入所	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
福祉型障害児入所支援	入所	日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。

山口県教育振興基本計画（最終案）について

1 策定の経緯

年月日	内 容
R5.3.8	《国の教育振興基本計画 中教審答申》
6.5	教育振興推進会議において計画の策定について意見を聴取
6.16	教育委員会会議において計画素案について協議
6.16	《国の教育振興基本計画 閣議決定》
7.3	県議会文教警察委員会において計画素案を報告
8.23	教育振興推進会議において計画の最終案について意見を聴取

2 パブリック・コメントの実施状況

(1) 募集期間

令和5年7月10日(月)から令和5年8月9日(水)まで

(2) 計画素案の公表方法等

県ホームページに掲載するとともに、県庁1階の情報公開センター、各地方県民相談室等に素案を備え付け

(3) 募集方法

郵送、FAX、電子メールにより意見・提案を募集

(4) 意見提出の状況

項目		件数
山口県教育振興基本計画	第1章 本県教育をめぐる状況	8
	第2章 教育目標、目標達成に向けて	6
	第3章 施策の展開	94
	その他	6
	表記に関すること	8
パブリック・コメントの実施方法等に関するもの		7
その他の意見		15
合計		144

3 素案からの修正の概要

パブリック・コメントでいただいた144件の意見全てについて改めて検証・検討を行い、必要な修正を行うとともに、6月16日に閣議決定された国の教育振興基本計画の反映や、データの更新等を行い、最終案を作成。

(1) パブリック・コメント等を受けた主な修正内容

修正内容	備考	頁
令和5年度全国学力・学習調査において、小学校におけるICT機器の使用頻度が全国1位であることについて追記	「ICT機器を配備しただけでは本県の強みと言えない」という意見に対応したもの	21
コミュニティ・スクールの連携・協働体制、ICT環境を生かした取組を具体的な内容に修正	「コミュニティ・スクールの連携・協働体制、ICT環境を生かした取組に曖昧な記載がある」という意見に対応したもの (26施策中16施策で修正)	40等
⑧教育DXの推進において、ICT環境を活用して新たな教育価値を創出することを分かりやすく記載	「DXと謳うのであればデジタル化に留まってはならない」という意見に対応したもの	63
道徳教育について、⑪いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実における主な取組の■の項目として独立して記載	「道徳教育が見当たらない」という意見に対応したもの (素案では小項目>に記載)	72
⑭教員確保と教職員の資質能力の向上において、コミスクを通じた人材育成について記載	「コミスクを通じた教員の人材育成の視点も重要」という意見に対応したもの	110

(2) 最新の調査結果の反映等

調査	備考	頁
令和5年度全国学力・学習状況調査 県教委が新たに実施した調査	調査結果の引用や推進指標の現状値等で修正	10等

(3) その他

修正内容	備考	頁
推進指標の目標値(令和9年度)を記載	前計画における令和4年度の点検・評価や最新の調査結果等から目標値を設定したもの	41等
以下の内容を追記 ・自殺予防教育 ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案について警察と連携すること	国の教育振興基本計画の内容を踏まえたもの	72
「不登校特例校」を「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)」に修正	「不登校特例校」の名称変更によるもの	73
軽微な字句修正		—

4 今後のスケジュール

時期	内容
10月初旬	県議会文教警察委員会において最終案の審議
10月中旬	教育委員会会議において策定・公表
11月～	計画配布(計画本体及び概要版、子ども版を作成・配布)

「山口県教育振興基本計画（素案）」に対する意見の募集結果について

「山口県教育振興基本計画（素案）」に対して県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこのたび策定した「山口県教育振興基本計画」を公表します。

1 公表する資料

「山口県教育振興基本計画」

2 パブリック・コメントの実施状況

(1) 募集期間 令和5年7月10日（月）から令和5年8月9日（水）まで

(2) 意見の件数 43名 144件

(内訳)

項目		件数
山口県教育振興基本計画（素案）	序章	1
	第1章 本県教育をめぐる状況	7
	第2章 教育目標、目標達成に向けて	6
	第3章 施策の展開	83
	1 施策の柱	(2)
	2 施策展開の視点	(2)
	3 総合的・計画的な施策の推進	(7)
	(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	(14)
	(2) 新たな時代を創造する人材を育む教育の推進	(10)
	(3) 誰一人取り残されることのない教育の推進	(13)
	(4) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進	(11)
	(5) 生涯を通じた学びの充実	(1)
	(6) 豊かな学びを支える教育環境の充実	(23)
	その他	6
	表記に関すること	7
小計	110	
パブリック・コメントの実施方法等に関するもの		7
その他の意見		27
合計		144

3 提出いただいた意見とそれに対する考え方

(次ページ以降に掲載)

提出いただいた意見とそれに対する考え方

■ 山口県教育振興基本計画（素案）の内容に係る意見（144件）

	意見の内容	意見に対する県の考え方
	序章（1件）	
1	4 ページの計画の全体像の下にある「ウェルビーイングに資する教育展開」について、「ウェルビーイングの向上に資する教育展開」とすべきではないか。	御意見を踏まえ、説明を追記しました。
	第1章 本県教育をめぐる状況（7件）	
1	10 ページの「国境を超えた」は「越えた」が正しいのではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
2	18 ページについて学校の休業により交流が減ったのは先生や友人だけではなく、地域の方との交流も減っている。	御意見を踏まえ、「教員や友人等との対話や交流の機会が減少し、」と修正しました。
3	13 ページについて、「勉強時間」や「勉強をする時間」等の「勉強」については、全国学力・学習状況調査の学校質問紙で使われている「学習」に置き換えるべきではないか。	全国学力・学習調査では「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」等、「勉強」も使われていることから、原案のままとさせていただきます。
4	15 ページ全国データが「全国平均と各県の小5・中2の平均結果」であることを、本文中で示すか、【注】を設けて示した方がよいのではないか。	グラフに明記していることから、原案のままとさせていただきます。
5	18 ページの1行目の「家庭、地域住民、企業・大学等」とあるが、組織が並ぶ中で地域住民だけが人であるため、「地域」とした方がよいのではないか。	「家庭、地域住民、企業・大学等」は、いずれも「人の集まり」であると捉えており、「山口県の地域連携教育」の定義においても使用しているため、原案のままとさせていただきます。
6	19 ページに休職率を明記すべきではないか。	休職率については、毎年度国の調査で状況を客観的に把握しており、教職員の状況を総合的に勘案して具体的な施策を検討してまいります。
7	教員採用選考試験の倍率は低下傾向とあるが、その程度の表現でよいか。（小学校 1.6 倍 中学校 2.1 倍）	教員採用選考試験の倍率の中期的な傾向としては低下傾向にあるため、原案のままとさせていただきます。
	第2章 教育目標、目標達成に向けて（6件）	
1	今後キーワードとなる「ウェルビーイング」について、29 ページの「ウェルビーイング」にも、【注】を付けた方がよいと考える。	注釈が必要な語句については、統一して最初の語句のみに注釈を加えることとしており、原案のままとさせていただきます。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	29 ページに「ウェルビーイングの向上」という文言が初めて示されるが、その示される理由が見当たらない。また、「ウェルビーイングの向上にも貢献するものと考えます」という表現が願いのように受け止められる。	<p>教育基本法において、地方公共団体が教育振興基本計画を策定する場合は、国の教育振興基本計画を参酌することと定められています。</p> <p>国の教育振興基本計画では、ウェルビーイングの向上がコンセプトとして取り上げられていることを3ページに記載しています。</p> <p>このため、本計画においても掲げるものであり、本計画に基づき、本県教育を推進することが、ウェルビーイングの向上に資するものであるとの考え方を示したものです。</p>
3	29 ページでウェルビーイングを掲げていくのであれば、そうした幸福感を高めていくための学力のあり方を今後の方向性において表現することが必要ではないか。	<p>第2章に記載のとおり、本計画に基づいて本県教育を推進することにより、多様な個人のウェルビーイングの向上に資するものと考えます。</p>
4	29 ページの「ウェルビーイング」について、学校現場で何をすればよいかイメージできないのではないか。	
5	ウェルビーイングについて、採用試験の志願倍率の低下、教員不足が喫緊の課題となっている現状で、教師のウェルビーイングについて記載すべきではないか。	
6	31 ページ本県の教育目標の達成に向けた「3つの力」と「3つの心」の育成に関わる児童生徒の状況も確認しておく必要があるのではないか。	
第3章 施策の展開（83件）		
1 施策の柱（2件）		
1	施策の柱（2）新たな時代を創造する人材を育む教育の推進について、「グローバルな視点で活躍し、イノベーションを担う人材の育成に資する」のが「英語教育や理数教育の充実」というのは、具体的施策を導こうとして、論理が飛躍し過ぎているのではないか。	<p>英語教育や理数教育を通じて、より高度な思考力・判断力・表現力を育成することで、施策の柱に掲げる「新たな時代を創造する人材を育む教育の推進」に資するものと考えています。</p>

	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	「(3) 誰一人取り残されることのない教育の推進」という表現について、文科省が示す「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLO プラン)」の表現「取り残されない」に合わせた方が良いのではないか。	国の教育振興基本計画中の「誰一人取り残されることなく」などの表現に合わせています。
2 施策展開の視点 (2件)		
1	「コミュニティ・スクールを設置する」とあるが、「導入する」という表現の方が正しいのではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
2	「ICT環境」が本県の強みと記載されているが、1人1台タブレット端末の配布が完了しただけでは強みとは言えないため、整備や活用が進んでいる状況など、本県の強みとなる内容を記載するべきではないか。	御意見を踏まえ、21 ページに、令和5年度全国学力・学習調査において、小学校での1人1台タブレット端末の使用頻度が全国1位であることを追記することにより、その活用が進んでいる状況を示すこととしました。
3 総合的・計画的な施策の推進 (6件)		
1 2	前計画ではキャリア教育が施策の①だったが、次期計画は⑦となっており、後退しているような印象を受けるが、キャリア教育は大事なので①に戻すべきではないか。【2件】	施策の順番は重要度を示しているものではありません。本計画における施策体系を見直す中で、キャリア教育・進路指導は施策の柱「1 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」の全ての施策に関わることから、⑦に記載しています。
3	各施策のコミスク、ICT を生かした取組について、具体的なものもあれば抽象的なものもあり、記述内容のレベルを揃えるべきではないか。	御意見を踏まえ、具体的な記述に修正しました。
4	37 ページは図だけが示されているが、説明が必要ではないか。	御意見を踏まえ、説明を追記しました。
5	素案の中に道徳教育が見当たらないが、道徳教育は大事なので記載するべきではないか。	「⑩いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実」の中で記載していましたが、ご指摘を踏まえ、【主な取組】の中に項目を新たに設けて記載することにしました。
6	校種間連携・一貫教育について中高しか記載されていないが、小中連携、一貫教育についてはなくてよいのか。	小中連携、一貫教育については「⑭地域連携教育の充実」で記載しています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
	(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進 (14件)	
1	39 ページにおいて、「年間2回の検証改善サイクルの徹底」とあるが、学校のスケジュールを勘案し、年間1回とすべきではないか。	「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子どもたちの「もっとできるようになりたい」「わからないことやできないことを少なくしたい」等の声に応えるためには、年間2回の検証改善サイクルにより、各学校の学力向上に関する取組を見直すことが効果的であると考えています。
2	39 ページに「学校の「組織力」の一層の充実に向けた『やまぐち学習支援プログラム』等を効果的に活用した組織的な学習支援ときめ細かな学習指導体制づくり」とあるが、「学校の「組織力」の一層の充実に向けた」の表現に疑問を感じる。	学力向上に向けた課題を的確に把握し、改善するためには、一部の教員だけでなく、学校の組織的な取組が必要不可欠であり、取組を一層充実させるために、「やまぐち学習支援プログラム」の効果的な活用などに努めることとしています。
3	放課後の学び直しの充実を図る「やまぐちっ子学習プリント」の活用促進とあるが、「やまぐちっ子学習プリント」は放課後に限定されるものではなく、学び直しの充実は手段であり、目指すのは「学力の着実な定着」ではないか。	御意見を踏まえ、「放課後等」に修正しました。
4	40 ページのCS プレゼンツは、正式名「やまぐちCS プレゼンツ」ではないか。	御意見を踏まえ、「やまぐちCS プレゼンツ」に修正しました。
5	42 ページの学校運営協議会の注釈について、学校内の協議会ではないのではないか。	御意見を踏まえ、「保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映させる協議機関」に修正しました。
6	②読書活動の推進について、ICTが発達している現代において、「読書活動」とは、どこまでを指すのか。また、「読書」の定義、意義、必要性について、あらためて記述すべきではないか。	「読書活動」には、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすることなども含めています。なお、「読書」は一般的な用語であることから、その定義等を改めて記載していません。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	46 ページの【今後の方向性】について、人権教育や人権尊重は座学の研修機会だけではなく、主体的に現実の人権課題解決に携わることも必要ではないか。	人権尊重の理念等についての正しい認識や理解を深めることができるよう、講義や講演をはじめとする研修を実施するとともに、様々な人権課題の解決に向けて主体的に考えることができるよう、研究協議等を取り入れた演習にも、引き続き、取り組んでまいります。
8	「体力向上維新プロジェクトの推進」において、「新体力テストでの子どもの力を最大限に引き出すための指導方法等についての研修の実施」とあるが、指導方法のほかに、「実施時期」や「実施上の注意事項」の文言を追加してほしい。	御意見については、指導方法等に含まれると考えていることから、原案のままとさせていただきます。
9	48 ページの【今後の方向性】の「・家庭や地域の一体となった取組の推進」について、さらに具体性を持たせるため、次のとおりにはいかかがか。 「・家庭や地域、学校が一体となった運動習慣づくりのための体育的活動の充実」	御意見を踏まえ、「家庭や地域、学校が一体となった運動習慣づくりのための取組の充実」に修正しました。
10	④体力向上の推進について、特に中学校における体力向上の役割として学校部活動が担ってきた役割が大きかったのではないかと。学校部活動の地域移行を進めようとしている現時点において、本素案の方向性、取組の中に部活動の地域移行の影響を加味して再検討し、その結果を踏まえたことがわかるように「これまでの取組・成果と課題」「今後の方向性」「主な取組」の記述を改善いただきたい。	学校部活動の地域連携・地域移行については、「⑩部活動改革の推進」で記載しています。 なお、学校部活動が担ってきた役割については、現在策定を進めている「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を踏まえ、今後、学校部活動に代わり、地域において継承されることから、原案とおりとさせていただきます。
11	51 ページの1段落目について、下記のとおり追記・修正してはいかかがか。 ○学校保健については、子どもたちの健康の保持増進を図ることや「集団教育としての」学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うとともに、子どもたちが生涯にわたって「自他ともに」健康な生活を送るために必要な資質能力が育まれるよう、…。	県民にわかりやすいものとなるよう、「集団教育としての」の部分については加筆せず、原案のままとさせていただきます。 一方、御意見を踏まえ、健康教育から、より保健教育で育む資質能力に焦点化した方がよいと考えますので、「健康で安全な」を「健康な」に修正するとともに、「自他ともに」を追記しました。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	<p>51 ページの2段落目について、下記のとおり追記・修正してはいかがか。</p> <p>○また、「社会・家庭・自然」環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、子どもたちが積極的に心身の健康の保持増進を図っていくことができるよう、「PDCAサイクルに基づいた学校保健を推進する中で、」現代的な健康課題に対応する取組「等」を進めるとともに、学校保健委員会…</p>	<p>御意見を踏まえ、学校保健委員会の開催等に限らず、現代的な健康課題に対応する取組等もPDCAサイクルに基づいた学校保健活動を推進する中で取り組むものと考えますので、「PDCAサイクルに基づいた学校保健を推進する中で、」を追記しました。</p> <p>また、「社会・家庭・自然」の部分については、3つの環境だけに限定できるものではないと考えますので、「生活環境や社会環境など」に修正しました。</p>
13	<p>58 ページについて、今後の方向性で、幼児教育から高等学校等までの各段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育とあるが、小学校からの取組に絞った方が良いのではないか。</p>	<p>【主な取組】に記載のとおり、校種間の連携を強化し、保幼小の連携等において幼児期から夢や目標を持つ意欲を育成することとしています。</p>
14	<p>60 ページについて、主な推進指標の「1/2成人式や立志式」は定着しつつあるため、今後は学校に任せることとして、指標から削除してはいかがか。</p>	<p>地域とともにある学校づくりを推進していくために、地域と連携した「1/2成人式」や「立志式」の実施状況を指標に設定していますので、原案のままとさせていただきます。</p>
(2) 新たな時代を創造する人材を育む教育の推進 (10 件)		
1	<p>教育 DX については、明らかに急ぎすぎていると感じる。「一人一台端末」を子どもたちに持たせたことで環境整備ができたと考えるのは早計であり、学校内の情報通信環境の整備、そして、何より家庭での整備などについては、地域間格差や経済格差が大きな影を落としている。</p>	<p>1人1台タブレット端末等のICT環境を活用した学習は、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成に欠かせないものであり、県立学校においては、1人1台タブレット端末を令和2年度に公費負担で整備し、家庭に持ち帰り学習に活用するなど、活用が着実に進んでいるところです。</p> <p>今後は、整備した端末の最大限の活用に向け、子どもたちの「学び方」、教員の「教え方」、教職員の「働き方」の改革に向けて取り組むこととしています。</p>
2	<p>子どもたちがICTの活用に対して好意的な受け止めをしている面はあるものの、端末だけ与えられて、画面を見て学習するのは「自習」のようなものであり、教職員が配置できないから「自習」で我慢して、というのは子どもたちの学びを保障することにならないのではないか。</p>	<p>これまでの教育実践に加えて、1人1台タブレット端末を活用することで「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に取り組んでおり、御指摘の「自習」にはあたらないものと考えます。</p>

	意見の内容	意見に対する県の考え方
3	62 ページについて、子どもたちの情報を安易に「利活用」することは個人情報保護に反する。特に、民間業者がデータを使い、それぞれの営業活動に使うようなことがあってはならないと考える。個人情報の情報漏洩が危惧されるとともに、子どもたちの人権を守ることに徹した取組が求められる。	教育データの活用については、個人情報を適正に取り扱うことを前提としながら、児童生徒に対する支援や指導の改善・充実に活用する取組を推進していくこととしています。
4	教育DXの推進について、AIが発達・進化していく中で、学校教育において、どの段階で、誰にどのようなICT教育をしていくのか、社会情勢にマッチした見直しを不断に行うことが必要と考えます。そうした方向性を振興計画の中に記述すべきではないか。	教育DXの推進をはじめ、様々な教育活動において、社会情勢を反映した不断の見直しは重要であることから、県教委では、点検・評価を行うとともに、外部関係者の意見の反映など、PDCAサイクルによる改善・見直しを第4章に記載しています。
5	教育DXの推進について、端末の再整備についての方針を入れておくべきではないか。	1人1台タブレット端末が公教育の必須ツールとなっていることは計画本文に明記していますが、その更新方法については、国による財政措置の方向性を注視するとともに、各年度予算編成の中で検討してまいります。
6	教育DXの肝は「職員室のDX」である。教職員が日常的に端末を利用し、そのまま授業にも移行できるような環境整備を求める。	教育DXの推進の【主な取組】のうち、「ICT活用推進体制の整備と校務の改善」に係る取組で推進していくこととしています。
7	63 ページの「情報モラル教育」は、〇〇しないようにしよう…といった注意喚起や規制という意味合いが強く、今後、デジタル社会の中で上手にデジタルを活用するという意味では、山口市の情報教育基本方針で使われている「デジタル・シティズンシップ教育」という新しい言葉を使う方が良いのではないか。	国の教育振興基本計画においても「情報モラル教育」という表現が使われているため、原案のままにさせていただきます。
8	66 ページの今後の方向性において、グローバルに活躍する人材の育成に向けた複合的なコミュニケーションを図る資質・能力の獲得についての記載が必要ではないか。	主な取組において、文化の異なる他者との協働的な学びや探究的な学び等を掲げて、グローバルな視野を育む教育を推進することとしています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
9	起業家教育（アントレプレナーシップ）教育を初等中等教育段階で行うよう押し付けることになりかねず、仮にそうした教育を行う場合、産業界や地域が子どもたち・教職員を引き回すことのないように留意することを書き込むべきです。	国の教育振興基本計画において、児童生徒の発達の段階に応じた、各教科等の授業における起業への理解促進や起業体験活動の推進が求められていることから、原案のままにさせていただきます。
10	「文理横断」「文理融合」については、「探究」等の中で必然的に取り入れられるものであるべきで、それを上から被せるように現場に押し付けることは中途半端な教科・科目になるのではないかと懸念される。	生徒の「生きる力」の育成のために、各教科等の学習においても、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したリ、他の教科等における指導との関連付けを図ったりしながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むよう、創意工夫ある授業を展開することが重要であると考えています。
(3) 誰一人取り残されることのない教育の推進 (13件)		
1	いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実について、前提として、いじめられた児童生徒（被害者）が不登校となるためその支援を充実させるという文脈で取組の記載がありますが、そもそもいじめられた児童生徒（被害者）が学校に通えないことで多くの不利益を被ることが問題であり、いじめた児童生徒（加害者）側を学校から分けて指導を行うことができないのはなぜか。また、この現状の改善に対する取組をお示しいただきたい。	今後とも、いじめ防止対策推進法等に基づいて、適切に対応することとしており、原案のままとさせていただきます。
2	いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実における【主な取組】の1つめ「■心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導の充実」と2つめ「問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実」について、改訂された生徒指導提要に沿ったものとなるよう変更・追加願う。	生徒指導提要の内容については、今後、具体的な施策を進める上で検討することとしており、原案のとおりとさせていただきます。
3	73 ページの推進指標として、「いじめの解消率」があるが、「解消」の定義をページ内もしくは注釈に記載願う。	御意見を踏まえ、いじめ解消の定義について注釈を追記しました。
4	73 ページの推進指標として、「いじめの解消率」があるが現在、小・中・高・総合支援学校とが一緒になった数字になっている。いじめの性質上、発達段階によりその性質が大きく変化するので、少なくとも目標数値としては小・中・高・総合支援学校それぞれを別に設定願う。	いじめは、校種が異なってもすべての事案で解消をめざし、目標数値を設定しています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	73 ページの項目を「■不登校児童生徒等に対する多様な教育機会の確保」とした方がよいと思う。	御意見を踏まえ、「対する」に修正します。
6	不登校児童生徒への多様な教育機会についての指標が必要ではないか。	「不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている児童生徒数」を指標に設定しています。
7	国の教育振興基本計画に記載されている「いのちの安全教育」についても記載すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、追記しました。
8	特別支援教育の推進については、「一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場」の整備として特別支援学校・学級の教育条件整備を重視すべきではないか。	特別支援教育については、「総合支援学校における教育の充実」など5つの主な取組を推進し、教育条件整備に努めることとしています。
9	特別支援学校の過大過密を解消すること、教職員を大幅に増やすこと、必要な支援員・スタッフを配置することが必要であり特別支援学校新設のための大幅予算増もきわめて大事ある。特別支援学級の少人数学級もすすめていただきたい。このような保護者・教職員が求める切実で具体的な要望を基本施策として打ち出すべきではないか。	特別支援学校の新設については、今後の児童生徒数の推移等を注視することとしています。 また、特別支援学級の少人数学級については、国における特別支援教育に係る制度改正やそれに伴う条件整備の動向等を注視することとしています。
10	76 ページの主な取組において、個別の教育支援計画の活用や小・中・高における通級指導の充実について記載されているので、その充実度を測る指標として推進指標の中に、「特別支援教育推進教員」の配置率や専門性向上のための講習受講率など、教員の資質向上を図る指標が必要ではないか。	個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を進めることは、特別支援教育を担う教員の資質向上につながることから、推進指標は原案のままとさせていただきます。
11	77 ページの「・早期からの切れ目ない支援体制の充実」について、卒業後の支援を充実させたいという思いから、「就学・就労支援の充実」を追記してはいかがか。	早期からの切れ目ない支援体制を充実させることで、支援情報の確実な引継ぎが進み、卒業後の生活への円滑な移行が可能になると考えていますので、原案のままとさせていただきます。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	<p>山口県手話言語条例に制定されている「手話」について、教育計画に位置付けられた。山口県手話言語条例の第8条に学校または児童福祉施設の設置者の役割が規定されている。特別支援教育の推進においては児童生徒に応じた個別の指導がされているが、「手話等を学習する機会の確保」や「学校での手話への理解及びその普及」が必要となるため、主な施策に取り上げていただきたい。また、⑬多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実において、日本語指導が必要な児童生徒への支援と同等に、「手話やその他使用する意思疎通のための手段（手話等）を使用するための配慮を記載されたい。</p>	<p>「特別支援教育を推進する体制の充実」において、聴覚障害などの各障害種に関する専門性の継承と向上を位置付け、その中で手話にかかる取組を推進していくこととしています。</p> <p>また、聴覚障害のある児童生徒への情報保障という観点から、ICT機器の活用は有効であると考えており、そうした取組も含め、今後とも、一人ひとりのニーズに応じた支援を進めてまいります。</p>
13	<p>81 ページ「授業は、自分に合った教え方、教材、学習時間などになっていた」は何についての評価になるのか。</p>	<p>個別最適な学び（個に応じた指導）・協働的な学びに関する状況を把握するための項目と考えています。</p>
(4) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進 (11 件)		
1	<p>⑭地域連携教育の充実について、CSの推進母体となる「学校運営協議会」の活性化が必要である。まず、学校側がしっかり基本的な認識を持ち、協議会構成員も意見を出し合うことで、協議会の活性化が図られ、目的が達成できると思うのですが、振興計画に掲げる内容を実行するための推進母体となる協議会の活性化方策が抜け落ちているのではないか。</p>	<p>コミュニティ・スクール導入率 100%である本県において、学校運営協議会の充実、活性化は継続的な課題であると考えており、83 ページの推進概念図に表しています。</p> <p>また、再加速化サポートチーム、CSチーフ等を生かした全県的な連携推進体制の構築・強化により、学校運営協議会の活性化を進めていくこととしています。</p>
2	<p>84 ページの「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「やまぐち型社会連携教育」の推進において、地域協育ネットだけでなく、「山口教育応援団」も活用が考えられるのではないか。</p>	<p>「やまぐち教育応援団」に登録されている関係機関等については、連携先である「社会」に含まれていると整理していますので、原案のままとさせていただきます。</p>
3	<p>84 ページ、87 ページに「デジタルサイネージ」という用語が使われていますが、この用語には注があった方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>表記の内容の変更に合わせて、「デジタルサイネージ」という文言を削除しました。</p>

	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	⑮家庭教育支援の充実の「保護者等への学習機会の提供について、特に単身親家庭（シングルマザー、シングルファザー等）については、家庭教育に関する学習機会があっても、負担感があるため参加しにくいと思われるため、誰でも、どこでも、どのような意識であっても参加できる学習機会を提供してほしい。	【今後の方向性】で「やまぐち型家庭教育支援チーム」の設置を推進し、保護者等への学習機会の提供や地域における相談・支援体制の充実を図ることとしています。ここでの取組は、単身親家庭を含む全ての保護者を対象としていることから、改めて記載せず、原案のままとさせていただきます。
5	部活動改革の推進について、本改革を機に、周辺地域にある学校も、市街地にある学校と同様の部活動参加環境を整えてほしい。 また、人員や活動場所の確保を確かに行ってほしい。	スポーツ・文化芸術活動を行うにあたっての環境整備は重要なことだと考えています。 今後の学校部活動の地域連携・地域移行については、「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づき、進めていくこととしています。
6	89 ページの【これまでの取組・成果と課題】に示された円グラフの両方の吹き出し内の表現「およそ2校に1校以上」にある「およそ」は削除する方がよいと思われる。	御意見を踏まえ、吹き出しの表現を本文に合わせました。
7	90 ページの【主な取組】中の「ICTを活用した取組」に示された「・中山間地域など指導者の確保が困難な地域において、」を「・中山間地域など、指導者の確保や活動場所への生徒の移動が困難な地域において、」とするとよいと思われる。	御意見を踏まえ、「活動場所への生徒の移動」を加筆するように修正しました。
8	90 ページの2つの指標は見る人によって捉えが変わってしまうことが十分に想定される。「休日の部活動の地域移行の実施市町数」は何をもって実施済みとするのか。「学校体育連盟主催大会等への、地域スポーツ・文化芸術クラブの参加率」は「学校体育連盟主催大会等」とは、具体的には何なのか。	「休日の部活動の地域移行の取組を実施」とは、自治体内において、「休日の学校部活動から地域クラブ活動へ移行した活動があること」を示しています。 また、「学校体育連盟主催大会等への、地域スポーツ・文化芸術クラブの参加率」の指標については、御意見を踏まえ指標を変更しました。
9	市町立公立中学校における部活動改革の主体がどこなのかが分かりにくいのではないかと。県、県教委がどのような立場で推進し、何を支援するのが明確になった方がよいのではないかと。	市町立中学校においては、各市町が中心となって取組が進められるものと考えます。地域の実情に応じた取組が進められるよう、引き続き、各市町と連携を図りながら、推進してまいります。
10	「早期に休日の学校部活動の地域移行が可能な市町については、7年度末までの実現をめざします」ではなく、「7年度末までにすべての市町において地域移行します」という表現にできないか。	地域の実情に応じて、多様な進め方が考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	⑩部活動改革の推進について、部活動の地域移行に関して、全国の先進地域でも問題になるのは「施設利用」「指導者」に対する費用の問題である。主な取組として記載されている「体制の構築」「環境の構築」「体制づくり」では、この不安は払拭されません。実現を目指すのであれば受益者負担の検討を併記しながらでも、「行政によるスポーツ・文化芸術活動の支援」を明記し、活動費用面で行政支援が得られることがわかる表現願う。	部活動の地域移行については、「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づき、進めていくこととしています。
(5) 生涯を通じた学びの充実 (1件)		
1	⑳「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進の「障害者スポーツ」について、「パラスポーツ」としてはいかがか。	県の「やまぐちスポーツ推進プラン2022」を参考に、「障害者スポーツ」としており、原案のままとさせていただきます。
(6) 豊かな学びを支える教育環境の充実 (23件)		
1	「県立学校については、老朽化対策や防災機能の更なる強化に向けた施設整備を計画的かつ着実に実施する」とあるが、防災機能(防犯機能)の設備の一つとして、防犯カメラの設置を検討してはいかがか。	防犯対策は重要な取組と考えており、今後、具体的な取組を進める中で、御意見を踏まえ検討してまいります。
2	「長寿命化改修」の定義を記載した方が良いのではないか。	御意見を踏まえ、注釈を追記しました。
3	103 ページに県立学校における多目的トイレの設置率はあるが、小中学校の洋式トイレ、多目的トイレの設置率も今の学校としては大切なので、ぜひ取り上げてほしい。	小中学校のトイレ整備については、「㉑安心・安全で質の高い教育環境の整備」内の「市町立学校の施設整備の促進」に係る取組の中で促進していくこととしています。
4	㉒学校安全の推進の「・安全点検の充実」について、安全点検を実施するための意識の向上をねらって「安全点検の充実と安心・安全への意識の向上」としてはいかがか。	御意見を踏まえ、修正しました。
5	㉓学校における働き方改革の推進について、学校では教員が本来の業務に集中することができない現状があるため、県全体としてどのように教員が働きやすい体制を推進していく予定なのかを明確に示していただきたい。	【今後の方向性】に記載のとおり、校務D Xの推進や支援スタッフの配置など、様々な施策を総合的に進め、教員が授業やその準備に一層注力できる環境を構築できるよう、取組を推進していくこととしています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	②③学校における働き方改革について、「ICT」や「コミュニティ・スクール」は働き方改革の推進に寄与するのか。	【これまでの取組・成果と課題】にあるとおり、ICTの活用による業務の効率化や外部人材の活用など、「ICT」と「コミュニティ・スクール」を視点とした取組により、学校における働き方改革に一定の成果が表れていると考えています。
7	②③学校における働き方改革について、ICTを活用した取組が多く挙げられているが、専門の管理者等が各校に一人ずつ必要にならないか。	【主な取組】にあるとおり、教員業務支援員やICT支援員など、教職員以外の支援スタッフの配置の拡充を進めていくこととしています。
8	②③学校における働き方改革について、業務量の適正な管理を徹底するのは誰なのか。	校長及び服務監督者である教育委員会が業務量の適正な管理を行うこととなっています。
9	②③学校における働き方改革について、学校運営協議会の熟議において、学校や教職員が担う業務について検討することが改善につながるのか。	学校運営協議会の熟議等を通じて、学校や教職員が担う業務について検討し、保護者・地域等の理解・協力を得ながら新たな役割分担に基づいた業務を推進することが教職員の負担軽減につながるものと考えています。
10	②③学校における働き方改革について、PTAの負担が問題となっている状況の中で、保護者に新たな役割を要請するのか。	学校における働き方改革の推進にあたっては、保護者や地域等の理解・協力が必要不可欠であることから、各学校や地域の実情を踏まえて、保護者や地域等との連携・協働体制の構築を図っていくこととしています。
11	「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」における「柱2勤務体制等の改善」の「⑦部活動の適正化」については、89ページの「⑩部活動改革の推進」も関係してくると思われるが、「今後の方向性」や「主な取組」には関係する記載がないように思われる。	「②学校における働き方改革の推進」の「主な取組」の「勤務体制等の改善」に、「部活動の地域移行に向けた環境整備(中学校)」について記載しています。
12	②③学校における働き方改革について、今後の方向性に、「働きたいと思える職場環境の構築」といった教職員のウェルビーイング向上に資する記載が必要ではないか。	第2章に記載のとおり、教職員を含む多様な個人のウェルビーイングの向上に資するよう、本計画に基づいて本県教育を推進してまいります。
13	②③学校における働き方改革の推進の「熟議などで学校や教職員が担う業務についての役割分担や適正化を検討」、「学校・保護者・地域等の連携・協働による新たな役割分担に基づいた業務の推進」は本当に可能なのか。	本県の強みであるコミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かし、学校運営協議会の熟議等によって、既に地域人材の活用などの取組が進んでいるところがあり、学校や地域の実情を踏まえて、今後充実してまいります。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	子どもたちと向き合う教職員の状況について、学校の持続可能な指導・運営体制の構築はすでに危機的状況にある。ICTや情報・教育データの活用、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応は、教職員に対して資質能力が求められているだけではなく、余裕ある人的配置をすれば良かっただけであり、それをしてこなかったため「教員確保」できない悪循環に陥っているのではないかと。	「②学校における働き方改革の推進」の【今後の方向性】にあるとおり、校務DXの推進や支援スタッフの配置など、様々な施策を総合的に進め、教員が授業やその準備に一層注力できる環境を構築できるよう、取組を推進していくこととしています。
15	働き方改革に係る取組み状況をWebページ等で公表している学校の割合が指標として本当に必要なのか。	保護者・地域等の理解・協力が不可欠であることから、働き方改革に係る取組み状況をWebページ等で公表することが必要であると考えていますので、原案のとおりとさせていただきます。
16	④教員確保と教職員の資質能力の向上について、優秀な教員も必要ではあるが、現場は教員不足により児童生徒が教育を受ける権利が奪われている状況、あるいは大量の若手教員の採用により、産休育休が安心して取得できない状況を改善していただきたい。	計画の「優秀で意欲のある教員や多様な経験を有する教員の確保」の取組で推進していくこととしています。
17	④教員確保と教職員の資質能力の向上について、教員の欠員防止や加配のための教員確保の具体的、実効性のある取組が必要なのではないでしょうか。	計画の「優秀で意欲のある教員や多様な経験を有する教員の確保」の取組が、より具体的、実効性のあるものとなるよう推進してまいります。
18	誰一人取り残されることのない教育の推進について、施策の内容については、記述の通りでおおむねよいと思うが、これらの諸施策をきめ細やかに推進していくための人員が不足している。定員や配置の規定があつて難しい側面もあろうが、柔軟に対応する、規定の見直しをするなど行っていただきたい。また、養護教諭の小・中兼務の撤廃 一人一人配置の実現。定員や配置の規定があつて難しい側面もあろうが、柔軟に対応する、規定の見直しをするなど行っていただきたい。事務職員の配置も同様。	教職員定数については、国の定数改善の動向等を注視しながら対応してまいります。
19	教職員の資質能力の向上について、例えば、学校運営協議会をはじめとする各種会議への参画を通じて、企画力や創造力が育ったり、表現力やコミュニケーション力が磨かれたり、自身の分掌に対する意識が高まったり、説明責任を果たす力が向上したりするコミュニティ・スクールを通じて教職員が育つという視点も大切ではないかと感じる。	御意見を踏まえ、コミュニティ・スクールを通じた教職員の育成について追記しました。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
20	⑳ 教員確保と教職員の資質能力の向上について、教員確保に向けた取組の充実の具体策として、臨時的任用で経験を積んだ教員については現場の評価等をふまえ優先的に採用するなど、制度等が工夫できると良い。	教員確保は喫緊の課題であると考えており、臨時的任用の経験がある方には教員採用試験の一部を免除するなど、教員採用試験の改善を継続的に行っています。
21	学校内で部活動を行うために教職員増を行うことが必要であるため、こうした具体的な改善策を示していただきたい。	㉑ 教員確保と教職員の資質能力の向上において取り組むこととしています。
22	「教師の養成、採用、研修」について、「教師不足」や教員採用試験受験者の減少などを問題視して施策を打ち出しているが、教職員の働き方を根本的に改善しなければ現状が好転することは難しいと考える。	㉒ 学校における働き方改革の推進の【今後の方向性】にお示ししているとおり、県教委に設置している「学校における働き方改革推進室」による進行管理の下、市町教育委員会等と連携しながら、「ICT」や「コミュニティ・スクール」などの本県の強みを生かして、働き方改革に係る取組を着実に推進していくこととしています。
23	㉓ 多様な学びのニーズに応える特色ある学校づくりについて、「特色ある学校」であったとしても、学校・学科の再編整備があれば、統廃合される。(例えば『通級』の研究指定であった3校など) 統廃合の流れが止められないなら、なくなる学校や課程の特色をうやむやにしないで、しっかり機能移転してほしい。	これまでも、再編整備を行う学校の伝統を再編整備後の学校に可能な限り継承してきたところですが、引き続き、再編整備を実施する学校の伝統は、新たに設置する学校等に継承します。
その他(6件)		
1	目次について、ページ数が多いため、第3章3の①～㉔までのページ数があると良い。	御意見を踏まえ、目次について第3章3の①～㉔を追加しました。
2	「全国学力・学習状況調査」に「ゲームやSNS、動画視聴の現状」に関するデータを入れた方がよい。	「全国学力・学習状況調査」の実施主体は文部科学省になります。
3	「ウェルビーイング」の使用が流行しているが、本県の教育目標や目指す子ども像を実現させる上で、必要なキーワードは、「自己効力感」だと思うので、「自己効力感」をキーワードに取り入れられないか。	本計画では、国の教育振興基本計画を参酌して、ウェルビーイングについて記載しています。 「自己効力感」については、教育目標の達成に向けて育成すべき「3つの力」のうち、「生き抜く力」にも関わるものであると考えられることから、本計画の推進を通して育ててまいりたいと考えています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	「子どもの権利保障」がないという点は大きな問題ではないか。	第1章に「こども基本法」において子どもの権利利益の擁護について規定されたことを記載しており、「こども基本法」の規定を踏まえて本県教育を推進することとしています。
5	子どもたちや教職員、保護者、地域からの率直な声を大事にして施策に反映すべきではないか。	「こども基本法」に規定された子どもの意見表明を踏まえてアンケート調査を実施するとともに、素案の検討段階や作成段階においては、教育関係者に広く意見を伺っています。 また、このたび、県民の意見を反映させるためパブリック・コメントを実施しました。
6	「指標」は、「過去からの推移/経過」も明示してこそ意味があるはず。【推進指標】は過去実績を明示願う。	本計画は2023年度から2027年度を計画期間としていることから、現状値と目標値(2027)を記載しています。 なお、過去の成果につきましては、毎年度の山口県教育委員会の事務事業の点検・評価を行う中で、ホームページ等で公表しています。
表記に関すること(7件)		
1	「先生」、「教員」、「教師」が混在しているので、あわせてはどうか。	御意見を踏まえ、「教員」に統一しました。(子ども目線の「先生」、固有名詞で使われる「教師」を除く。)
2 3 4	「コミュニティ・スクールを核とした」という表記について、「学校を核とした」という意味になるため、県教委の計画として表現を工夫する必要があるのではないか。【3件】	御意見を踏まえ、「コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした」という表現に修正しました。
5	全体を通してカタカナを乱用しすぎではないか。文科省や研究者の言葉をそのまま使わずに、良い日本語をあてて、子どもや県民に分かる言葉で、計画の意味と本質を知らせるべきではないか。	本計画中で用いる文言については、文部科学省の資料や県の「やまぐち未来維新プラン」等を参考にしながら、必要に応じて注釈で補足し、分かりやすくなるよう努めました。
6	本文内に「語句説明」は掲載状況が不適切と感じる。例えば、SDGs:P10に記述あるも、語句説明はP42.等、語句説明掲載方法と説明実施語句の再確認再精査願う。	ご指摘を踏まえ、修正するとともに、再度精査しました。
7	資料掲載図表には通し番号設定・記載願う。	それぞれの図表等にはタイトルを記載しており、通し番号の記載はしないこととさせていただきます。

■ パブリック・コメントの実施方法等に関するもの（7件）

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>県ホームページで本パブリック・コメントの掲載を確認したが、県ホームページの「募集・試験」のページに掲載されておらず、広報不備と思われるので、募集期間延長を検討願いたい</p>	
<p>当案件、資料 100 頁強の案件となっている。本来、関係県施策等々の内容も確認の上意見すべきと考える。その様な案件、意見募集期間が重複する中 1 ヶ月の期間設定は期間不足と考える。又、本文各所に明らかに重要項目の記述不足がある。期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は 1 ヶ月固定絶対、1 回限定とはしていないと記憶している。）前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1 ヶ月固定絶対、1 回限定」としているかどうか明示願う。）</p>	
<p>今回、パブリック・コメントが同一募集期間に数件集中していた。「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p> <p>同様に、「募集案件集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリック・コメント/意見募集でも同一期間に案件集中について指摘があったにもかかわらず）なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>公表方法や意見募集の時期・期間等については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
<p>県行政では、1 企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。「県民＝主権者」からの「資料不足、記述不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。（「県の条例に則って（1 ヶ月）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考える。）</p>	

<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う(記事の場合は把握している範囲内でお願い致します)。</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。(新聞にはパブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われる。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあると思われる所に記事を掲載していない理由」にならないと考える。)</p> <p>意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」や県公報に「県行政で意見募集実施中(案件詳細は県ホームページ御確認)」の記述もなかった。上記の様な僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明示願う。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度を見直し願う。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7/22の中国新聞、7/24の山口新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
<p>パブリック・コメント/県民意見募集の案件には適切な「用語解説/語句説明」掲載を必須とされます様、宜しく御願います。また、パブリック・コメント/県民意見募集の案件資料では掲載図表には通し番号設定・記載願う。</p>	<p>各計画の作成内容については、計画毎に判断し作成しています。</p>
<p>【主な推進指標】の殆どが「現状値」と「目標値」、しかも「(目標値については、今後精査の上決定します)」となっている。「目標値」について、「目標数値無き基本計画」を県民に提示して何の意見を求めるつもりなのか。「今後精査の上、決定」ではいつまでにどの様に決定するのかも不明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定期日 ・決定方法 ・決定後再度県民意見募集実施を明示願う。 	<p>本計画の推進指標については、前計画における2022年度の推進指標の進捗状況をもとに検証した上で、項目等の必要な見直しを行いました。</p> <p>その概要について、外部有識者で構成される山口県教育振興推進会議や県議会でも説明し、御意見を踏まえながら本計画の目標値を決定しています。</p> <p>また、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再度の意見募集は予定しておりません。</p>

■ その他の意見（27件）

これらの他に、次のような御意見もありました。今後の参考にさせていただきます。

「第1章 本県教育をめぐる状況」で分析をよくされているため、「第2章 教育目標、目標達成に向けて」「第3章 施策の展開」のそれぞれの項目が有意義であることが伝わった。また、「第4章 計画の着実な推進」で県民総参加による本県らしい特色ある教育の推進について記載されていることがよい。

第1章は全体的に、データを基に現状が示されていてとてもわかりやすい。

②読書活動の推進の主な取組の中に「■ 視覚障害者等の読書環境の整備」が入ったことは評価できる。

体力向上の推進について、学校教育と家庭教育だけでは限界があるため、行政や企業等とも連携した学校外の取組の推進を願う。

子どもたちの体力について、なかなか改善しない状況が続いており、その結果を受け止め、大きな方向転換が必要である。また、低いところに注目するのではなく、良いところ（持久力）を伸ばしていくのも大事なのではないか。

「⑤学校保健、学校給食・食育の充実」の■養護教諭及び栄養教諭等の更なる資質能力の向上に、「➤養護教諭の複数配置の推進」の追加を希望する。

「⑤学校保健、学校給食・食育の充実」について、食の安全や、食と病気に関する知識も含めて、自分の心身の健康は、自分で守ることを、食育を通じてわかりやすく伝えていく方を構築していただきたい。

49ページについて、外部からの指導者派遣を積極的に進めたり、教材・教具を充実させたりすることで体育学習の活性化を図っていくことが大切であると思う。

キャリア教育・進路指導の充実について、多様化する未来社会や働き方を踏まえ、職場体験、進路指導などを大幅に見直す必要がある。

情報機器や通信環境の整備ばかりではなく、教職員を配置して子どもたちへの情報教育を丁寧に進めることが極めて重要である。

高校はグローバル化や理数教育（STEAM教育）、進学・就職対応など、新たな波が押し寄せ、生徒も教職員も不安と混乱に陥っている。後期中等教育の完成を追求し、青年期の学びを十分に保障すべきである。

いじめや不登校の増加、ヤングケアラーの存在、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化し、これらを解決することは喫緊の課題である。

ステップアップルームや不登校特例校設置に向けた動きについては大いに評価したい。ステップアップルームについて、大規模校のみならず、小・中規模校への拡大もしくは兼務についてご検討いただけるとありがたい。

ICTを活用した取組の不登校児童生徒に対するタブレット端末を活用した授業配信による学習支援とあるが、公立の小中学校にも適用し、この取組が県統一のものになるとありがたい。授業動画を配信する塾等と契約し、閲覧記録をやりとして出席扱いにするなど検討願いたい。

文科省調査では、いじめや登校拒否・不登校などの数が過去最大となり、自殺数も高止まりしていることが明らかにされましたが、子どもたちに寄り添った適切な対応が示されているとはいえ、子どもたちを競争と管理で苦しめている全国学テによる学力競争やゼロトレ・スタンダード等による生徒指導等を根本的に改めることが求められている。

子どもたちの不登校の激増は大きな課題である。競争と管理の教育が子どもたちを学校から遠ざけているのではないか。学校教育を根本的に見直して、子どもたちがいきいきと学び、活動することができる学校づくりについて示す必要があるのではないか。

<p>子どもたちの貧困やヤングケアラーの増加などは、社会福祉の充実などの取組が重要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に常駐させることなど、条件整備を基本施策に具体的に示すべきではないか。</p>
<p>様々な境遇の子供たちの存在を考えると、⑩いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実や⑬多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実において前計画にはない新たな取組が今回加わったことは評価できる。</p>
<p>夜間中学に関する調査について、夜間中学がどのようなものか世間に十分認知されない中、関心をもって答える人はわずかだと思われるため、「希望者が少ない」と絶対に結論付けてはならない。</p>
<p>本県における教員志願者数低迷の原因究明をもっと分析的に行い、その原因に対する解決の手立てをドラスティックに講じてほしい。</p>
<p>教職員が日常的に誰かが誰かの業務を負担している状況は、教職員のモチベーションも業務の質も下がってしまうため、諸施策が豊かに実施できるだけでなく、通常業務が通常通りに行えるように人員確保を確実に行ってほしい。</p>
<p>健康を害して教壇に立てなくなる教員が多く、教職員の健康の維持・増進に関わる施策はとても大切であり、教員不足の問題を改善するためにもこの部分の施策には力を入れていただきたい。</p>
<p>教職員の働き方を改善していくことは喫緊の課題であり、その解決には教職員の業務量を減らすこともさることながら、教職員を増やすことがもっとも重要である。</p>
<p>「学校における働き方改革」は、義務・高校標準法改正を含めた、抜本的な教職員定数増が必須であるとの立場で政策・施策をつくっていただきたい。小学校高学年の教科担任制も現場から歓迎されているものの、「交換授業」や「中学校との兼務」などではむしろ負担増大につながっている。教職員を増やして、一人ひとりの負担軽減を図ることが最優先事項ではないか。</p>
<p>⑭教員の確保と教職員の資質能力の向上において、施策の項目の中に「教員の確保」という言葉が入ったのは評価できる。</p>
<p>⑭教員確保と教職員の資質能力の向上について、採用試験志願者のニーズの把握やそのための改善が進められているのか。その観点から、山口県の教育行政、公立学校に足りないものは何かを省察しているのか。</p>
<p>⑭教員の確保と教職員の資質能力の向上において、「主な取組」の中に「多様な経験を有する教員の確保」がうたわれており、とても良いことだと思われるので評価したい。</p>

山口県教育振興基本計画の策定について
(2023 (令和5) 年度～2027 (令和9) 年度)

2023 (令和5) 年 10 月

山口県教育委員会

序章（計画策定にあたって）

1 策定の趣旨

- ・ 2018（平成30）年10月に計画期間を5年間とする「山口県教育振興基本計画」を策定し、「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」を教育目標に掲げ、本県教育行政を総合的・計画的に推進
- ・ 全ての公立学校へのコミュニティ・スクールの導入による地域連携教育の推進や、「県立高校将来構想」に基づく特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会変化にいち早く対応したICT環境の整備など、各分野において教育の質の向上に努めてきたところ
- ・ このような中、国においては、新たな「教育振興基本計画」を2023（令和5）年6月に閣議決定
- ・ 本県においても、教育を取り巻く社会状況の変化や本県の子どもたちの現状、国や社会の動向等も的確に捉えた上で、前計画の下で進めてきた取組を継承・発展させ、今後5年間の本県教育の新たな指針となる「山口県教育振興基本計画」を策定

2 計画の位置づけ

- ・ 教育基本法第17条第2項に定める本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- ・ 県の総合計画「やまぐち未来維新プラン」の分野別計画

3 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5年間

年度	H10	～	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9
山口県	山口県教育ビジョン (15年間)						山口県 教育振興基本計画					山口県 教育振興基本計画				山口県 教育振興基本計画						
国			教育振興基本計画					教育振興基本計画					教育振興基本計画				教育振興基本計画					

4 計画の構成

- ・ 本県教育を取り巻く社会状況の変化や教育の現状から、今後5年間の教育目標を設定
- ・ 目標達成に向け、施策の柱と具体的な施策を総合的・体系的に推進
- ・ 計画の着実な推進を図るため、教育委員会の点検・評価、外部の意見を反映し、PDCAサイクルによる改善・見直しを実施

第1章 本県教育をめぐる状況

1 教育を取り巻く社会状況の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・ 本県総人口は減少傾向、今後25年間でさらに30万人程度の減少見込み
- ・ 65歳以上人口の割合が増加傾向、「超高齢化社会」の状況が継続
- ・ 本県の児童生徒数も減少傾向、小・中学校の児童生徒数は過去最少

(2) 急速な技術革新とグローバル化の進展

- ・ 国はめざすべき社会の姿として、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させた「Society 5.0」を提唱
- ・ 人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術を主体的に使いこなし、生活を豊かにし、革新的な方法で未来を切り拓く力の育成が重要
- ・ グローバルな視点で地域社会に貢献する志をもった人材育成が重要
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に貢献するため、地球規模の課題を主体的にとらえ、その解決に向け自分で考え、行動する力の育成が重要

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 学校の臨時休業により、教員や友人等との対話や交流の機会が減少
- ・ 国は、子どもたちの生活リズムの乱れが、不登校児童生徒数の増加に影響を及ぼしていると指摘
- ・ 学校では通常と異なる業務が発生し教員の負担が増加
- ・ 一方、学校におけるICT環境が急速に進展

(4) 社会の多様化と子どもの権利利益の擁護

- ・ 社会の多様化が進む中、誰一人取り残されることのない教育が重要
- ・ 子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化し、個々の状況に合わせた教育環境の整備が重要
- ・ 2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」を踏まえ、子どもの意見を酌み取った施策の展開が必要

2 本県教育の現状

(1) 子どもの学力・学習の状況

- ・ 令和5年度全国学力・学習状況調査の平均正答率は、全国平均に対し、小学校は国語で同程度、算数は下回っており、中学校は国語で同程度、数学は上回る結果
- ・ 平日の授業時間以外の勉強時間は、小学校、中学校ともに2時間以上の割合が全国平均に比べて下回る結果
- ・ 自分で計画を立てて勉強をする児童生徒の割合は、全国平均に比べて小学校は下回り、中学校は同程度の結果

(2) 子どもの生活の状況

- ・ 朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、小学校、中学校とも全国平均を上回っているものの、近年は減少傾向
- ・ 毎日同じぐらいの時刻に寝ている児童生徒の割合は、小学校は全国平均をわずかに下回り、中学校は上回る結果
- ・ 平日に全く読書をしなない児童生徒の割合は、小学校は全国平均と同程度、中学校は下回る結果

(3) 子どもの体格・体力の状況

- ・ 小学校、中学校とも身長・体重は、男女とも全国平均を下回る状況
- ・ 体力は、小学校、中学校とも持久力以外の柔軟性、筋力等の項目は全国平均を下回る状況

(4) いじめ・不登校等の諸課題の状況

- ・ 暴力行為発生件数は、全国平均を下回り、低い水準で推移
- ・ いじめの認知件数は、全国平均を下回っているものの、近年増加傾向
- ・ 不登校児童生徒数は、高等学校は全国平均を下回っているが、小学校、中学校とも全国と同程度で推移
- ・ 公立高等学校の中途退学者数は、全国平均を下回る結果

(5) 高校卒業者の進学・就職の状況

- ・ 大学等進学率は、全国平均を下回っている一方、就職率は全国平均を上回る状況
- ・ 就職決定率は、高い水準を維持しており、全国平均を上回る状況
- ・ 県内就職比率は、全国平均と同程度

(6) 地域連携教育の状況

- ・ 地域や社会をよくするために考えることがある児童生徒は、全国に比べ高い状況

(7) 子どもたちと向き合う教職員の状況

- ・ 長時間勤務をしている教員は減少傾向にあるものの、引き続き多い状況
- ・ 教員採用選考試験の志願倍率は低下傾向

(8) ICT環境の整備・活用状況

- ・ 全国に先駆けて全ての公立学校の1人1台タブレット端末の導入を完了
- ・ 小学校における授業でのコンピュータやICTの使用頻度は、全国1位

(9) 子どもたちの教育に対する期待（子どもたちへのアンケート調査から）

- ・ 子どもたちが教育に期待する項目の上位は次のとおり

小学校	: ① 学習指導、	② 体力向上、	③ 読書環境
中学校	: ① 学習指導、	② 進路指導、	③ 体力向上
高等学校(普通科)	: ① 学習指導、	② 進路指導、	③ ICT活用
高等学校(専門科)	: ① 進路指導、	② 学習指導、	③ 体力向上
特別支援学校	: ① 友だちとなかよく過ごす、	② 勉強がわかる、	③ 地域の人と行事を楽しむ

第2章 本県の教育目標

社会の変化が激しさを増し、将来の予測が困難である時代において、本県では前計画の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」を継承し、高い志をもち、多様な他者と協働しながら、主体的に未来を切り拓く、知・徳・体の調和のとれたたくましい人材を育成

教育目標

～未来を拓く たくましい「やまぐちっ子」の育成～

【人材育成の方向性】

育成をめざす人材の方向性を「やまぐちっ子のすがた」として示す。

(やまぐちっ子のすがた)

- 高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人
- 知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付けるとともに、他者と協働しながら力強く生きていく人
- 郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

【目標達成に向けて】

「3つの力」(学ぶ力、創る力、生き抜く力)「3つの心」(広い心、温かい心、燃える心)の育成

3つの力	学ぶ力	これからの社会において求められる、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断を可能にする、生涯を通じて主体的に学び続ける力
	創る力	将来の予測が困難な中、よりよい未来に向かって新たな価値を創り出す力
	生き抜く力	自己を肯定し、社会の中で役割を果たす責任感や勤勉な態度を有し、多様な他者と連携・協働しながら、様々な困難を乗り越えていく行動力

3つの心	広い心	互いの人格や価値観を受け入れ、尊重するとともに、互いに理解し協力し合う、前向きで広い心
	温かい心	人間に対する深い愛情や自然・生命に対する畏敬の念などを基盤とした、豊かで温かい心
	燃える心	大いなる夢や高い理想をもち、その実現をめざす、不撓(ふとう)不屈(ふくつ)の意志や勇気など、熱く燃える心

【ウェルビーイングの向上】

本県教育の総合的・計画的な推進により、個人それぞれが幸せや生きがいを感じたり、地域や社会が幸せや豊かさを感じたりするなどウェルビーイングの向上に貢献

第3章 施策の展開

「確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」「新たな時代を創造する人材を育む教育の推進」等の6つの柱のもとに、計画的・総合的に施策を展開
 教育目標の実現に向けて、本県の強みであるコミュニティ・スクールの連携・協働体制とICT環境を、各施策を展開する際に共通する重要な視点として設定
 2つの視点に基づく取組を、本計画に可能な限り取り入れるとともに、各年度の具体的な施策の策定時や実行時においても、これらの視点を生かし、施策の効果を最大限に高めていく

教育目標：未来を拓く たくましい「やまぐちっ子」の育成	
施策の充実を図る重要な視点 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かす <input checked="" type="checkbox"/> ICT環境を生かす 	
確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の充実
	② 読書活動の推進
	③ 学校における人権教育の推進
	④ 体力向上の推進
	⑤ 学校保健、学校給食・食育の充実
	⑥ 乳幼児期における教育及び保育の充実
	⑦ キャリア教育・進路指導の充実
新 新たな時代を創造する人材を育む教育の推進	新 ⑧ 教育DXの推進
	⑨ グローバルに活躍する人材の育成
	⑩ 新たな価値を創造する人材の育成
新 誰一人取り残されることのない教育の推進	⑪ いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実
	⑫ 特別支援教育の推進
学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進	新 ⑬ 多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実
	⑭ 地域連携教育の充実
	⑮ 家庭教育支援の充実
生涯を通じた学びの充実	新 ⑯ 部活動改革の推進
	⑰ 社会教育の充実
	⑱ 地域社会における人権教育の推進
	⑲ 文化にふれあい親しむ環境づくりの推進
豊かな学びを支える教育環境の充実	⑲ 「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進
	⑳ 安心・安全で質の高い教育環境の整備
	㉑ 学校安全の推進
	㉒ 学校における働き方改革の推進
	新 ㉓ 教員確保と教職員の資質能力の向上
	㉔ 多様な学びのニーズに応える特色ある学校づくり
㉕ 私立学校における特色ある教育の推進	

1 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

[施策]	[主な取組]
① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「組織力」「授業力」「連携力」による確かな学力の定着と向上 ・PDCAサイクルによる授業改善 ・ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ・主体的に社会の形成に参画する態度の育成 ・高校生が切磋琢磨して学び合う機会の創出
② 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本や活字に親しむ読書活動の推進 ・山口県子ども読書支援センターによる取組 ・読書活動の推進に向けた環境の整備 ・視覚障害者等の読書環境の整備
③ 学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にす教育の推進 ・教職員研修の充実 ・人権に関する資料の整備と活用の促進
④ 体力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「体力向上維新プロジェクト」の推進 ・体力向上に向けた組織的な取組の推進 ・指導方法の工夫改善による学校体育の充実 ・家庭や地域、学校が一体となった運動習慣づくりのための取組の充実
⑤ 学校保健、学校給食・食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい生活習慣・食習慣の定着に向けた学校・家庭・地域の連携による組織的・計画的な学校保健・食育の充実 ・現代的な健康課題の解決に向けた学校保健の充実 ・「生きた教材」である学校給食の充実 ・養護教諭及び栄養教諭等の更なる資質能力の向上
⑥ 乳幼児期における教育及び保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の教育及び保育の質の向上 ・幼児期の教育と小学校教育の接続の促進
⑦ キャリア教育・進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の推進 ・職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実 ・進路実現に向けた取組の支援の充実 ・就職支援の充実

2 新たな時代を創造する人材を育む教育の推進

[施策]	[主な取組]
⑧ 教育DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した児童生徒の資質能力の育成 ・教職員のICT活用指導力の向上 ・ICTを活用するための環境の整備 ・ICT活用推進体制の整備と校務の改善
⑨ グローバルに活躍する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・英語によるコミュニケーション能力の育成 ・海外との交流の促進 ・グローバル・リーダーの育成
⑩ 新たな価値を創造する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・探究・STEAM教育の充実に向けた取組 ・理数教育の充実に向けた取組 ・高等学校の特色化・魅力化に向けた取組 ・職業教育の充実 ・起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進 ・脱炭素等これからの社会における成長分野を担う人材の育成

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

[施策]	[主な取組]
⑪ いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導の充実 ・問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実 ・教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 ・学校・家庭・地域が連携した体制づくり ・やまぐち総合教育支援センター等の相談・支援体制の充実 ・緊急時等の学校への支援体制の充実 ・不登校児童生徒等の多様な教育機会の確保
⑫ 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援学校における教育の充実 ・高等学校等における特別支援教育の充実 ・小・中学校における特別支援教育の充実 ・早期からの切れ目ない支援体制の充実 ・特別支援教育を推進する体制の充実
⑬ 多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒への支援 ・少人数指導や少人数学級の拡充 ・夜間中学設置の必要性等についての検討 ・ヤングケアラーの支援 ・経済的理由や居住場所(中山間地域等)等により、修学が困難な状況にある児童生徒等に対する支援

4 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進

[施策]	[主な取組]
⑭ 地域連携教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全県的な連携推進体制の構築・強化 ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「やまぐち型地域連携教育」の推進 ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「やまぐち型社会連携教育」の推進 ・多様な人材の参画による社会総がかりの活動の推進
⑮ 家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における相談・支援体制の充実 ・保護者等への学習機会の提供 ・意識啓発、情報提供の推進 ・専門機関による相談・支援の充実
⑯ 部活動改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局等と連携した新たな地域クラブ活動の構築に向けた段階的な体制整備 ・部活動改革に関する取組の趣旨・内容等についての周知・理解の促進

5 生涯を通じた学びの充実

[施策]	[主な取組]
⑰ 社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な体験活動を通じた青少年教育の充実 ・学習情報の提供による学習機会の充実 ・学習成果を生かす活動の促進 ・社会教育推進のための人材育成 ・障害者の生涯を通じた学びの推進 ・社会教育施設等における質の高い学習環境の整備
⑱ 地域社会における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における自主的な取組への支援 ・人権教育指導者の養成 ・人権に関する資料の整備と活用の促進
⑲ 文化にふれあい親しむ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術を担う人材の育成と活躍支援 ・県民誰もが文化芸術に親しめる環境の整備 ・文化資源を活かした「文化観光」の推進 ・学校現場での優れた芸術にふれあう機会の提供 ・文化活動の発表の機会の提供 ・県立文化施設等との連携による企画展や講座等の充実
⑳ 「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の参画によるスポーツの推進 ・競技力の向上 ・スポーツ環境の整備 ・スポーツによるまちづくり・地域活性化 ・障害者スポーツの推進

6 豊かな学びを支える教育環境の充実

[施策]	[主な取組]
⑲ 安心・安全で質の高い教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校における安心・安全な教育環境の整備 ・県立学校における質の高い魅力ある教育環境の整備 ・市町立学校の施設整備の促進
⑳ 学校安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への安全教育の充実 ・教職員の資質向上に向けた研修等の充実 ・安全点検の充実
㉑ 学校における働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の見直し・効率化 ・勤務体制等の改善 ・学校支援人材の活用
㉒ 教員確保と教職員の資質能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の養成・採用・研修の一体的な取組の推進 ・優秀で意欲ある教員や多様な経験を有する教員の確保 ・「新たな教師の学びの姿」の実現 ・「チームとしての学校」を牽引する管理職及びミドルリーダーの育成 ・教職員の健康の維持・増進
㉓ 多様な学びのニーズに応える特色ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・社会の教育力を活用した社会総がかりの教育活動の推進 ・「特色ある学校づくり」の推進 ・校種間連携・一貫教育の推進 ・「第3期県立高校将来構想」に基づく年次的・計画的な取組の推進
㉔ 私立学校における特色ある教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・私学助成の充実 ・地域に開かれた幼稚園づくりへの支援 ・私立学校の耐震化の促進

第4章 計画の着実な推進

1 市町教育委員会、関係機関・関係団体等との連携

- ・ 県民に対する計画の周知
- ・ 国、市町、学校、家庭、地域などとの適切な役割分担による、計画の効果的な推進
- ・ 市町教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関とも連携を図り、県民総参加による本県らしい特色ある教育を推進

2 計画の進行管理

- ・ 推進指標の設定
- ・ PDCAサイクルによる点検・評価（外部意見の反映）
- ・ 社会・経済情勢の大きな変化や、国制度改正等に対応する、計画の適宜、適切な見直しの実施

山口県 新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（最終案） について

教育委員会会議、スポーツ推進・文化芸術審議会やパブリック・コメント等の意見を踏まえ、最終案を取りまとめ

1 計画の概要

(1) 名称

山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

(2) 策定期期

令和5年10月

2 パブリック・コメント（R5.7.14～8.14）の結果

県方針の改革の方向性や構成を変更する意見内容はなかった。

(1) 意見件数 19件（13人（団体））

(2) 主な意見

- ・ 地域クラブ活動の要件や移行の手順、モデル・イメージなど県独自の内容が盛り込まれた方針になっており、完成度が高いように見えた。
- ・ 今後、生徒の相談に対する支援体制は、できれば、今のように学校を中心に相談できる体制があるとありがたい。

3 素案からの変更点

- 教育委員会会議、スポーツ推進・文化芸術審議会やパブリック・コメント等の意見を踏まえ、取組内容の充実や表現を見直し
- 県民に分かりやすい方針となるよう、注釈や用語解説を入れる等の工夫

〔主な取組内容の充実等〕

- ・ 国の動向等を踏まえ、改革推進期間終了時期以外にも、必要に応じて、方針を見直しができるように表現を修正
- ・ 障害のある生徒も、地域クラブ活動に参加しやすい環境が構築されるよう内容を追記
- ・ 生徒や保護者が、活動中のトラブルや人間関係の悩み等を相談しやすい体制が確保されるよう内容を追加

4 スケジュール

令和5年9月 最終案審議（教育委員会会議、スポーツ推進・文化芸術審議会）

10月 最終案報告（県議会文教警察委員会、産業観光委員会）

⇒ 教育委員会会議において策定・公表

山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（最終案）での意見反映

1 教育委員会会議

意見の内容	最終案での反映
<p>【学校部活動の教育的意義】</p> <p>○ 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を運営団体、実施主体、参加者が理解した上で実施していただくとともに、少子化により活動が十分にできない子どもたちも増えている中、活動を通しての成長や人間関係の構築など、これまでの学校部活動の良いところも忘れずに進めていただきたい。</p>	<p>○ <u>地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動として、取り組むこととしている。</u></p>

2 スポーツ推進審議会

意見の内容	最終案での反映
<p>【改革の方向性】</p> <p>○ 国の動向がまだ不透明な中、財源や場所の確保など様々な課題があるため、新たに課題が出てきた場合、随時見直しができるようにした方がよい。</p>	<p>○ 「改革推進期間終了時期等」に、必要に応じて、見直しができるよう修正した。</p>
<p>【改革のスケジュール】</p> <p>○ 国の自治体への支援は、R10まで点線でもかいておいた方がよい。また、国への提言や支援継続の要望などを盛り込んではどうか。</p>	<p>○ 国の枠に「自治体への支援」を点線の矢印で追記するとともに、県の枠のR5～R7の矢印内とR8以降に矢印をつくり「財政支援等を国に要望」と追加した。</p>
<p>【地域クラブ活動】</p> <p>○ 地域移行することで、競技力向上に傾き、選手の引き抜きなど、生徒の思いよりも大人の都合で、歪んだ形になることは避けなければならないので、県方針での線引きなどが必要と考える。</p>	<p>○ 地域クラブ活動は、単に中学生が加入するスポーツクラブとは区別する必要があるとしており、市町が地域クラブ活動の要件を設定することにより、参加対象やその活動については、一定の線引きがされていくこと想定している。</p>
<p>【地域クラブ活動】</p> <p>○ 指導者も育成する、生徒も自分で選んでいろいろな活動に取り組むということを含めて素案をつくっていただきたい。また、営利団体が生徒を既に引き抜きを考えている状況もあるので、地域クラブ活動のラインを素案の中に入れていただきたい。</p>	
<p>【指導者の質の保障】</p> <p>○ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する生徒について、地域移行した場合、地域クラブ活動に参加を断られることがないよう障害者に対する記載があればよいと思う。</p>	<p>○ 「<u>障害のある生徒が参加しやすい環境づくりに努める。</u>」旨を追記した。</p>

意見の内容	最終案での反映
【適切な指導の実施】 ○ 適切な指導の実施について、「学校部活動方針」の全てを指しているように見えるので、必要な項目だけが読み取れるようにした方がよい。	○ 学校部活動在り方に関する方針の該当項目を明確にするため、「以下、『学校部活動方針』と言う。」の2(1)、(2)に準じ、に修正した。
【適切な指導の実施】 ○ スポーツ医・科学についてはこの部分しか記載されていないので、もっと役に立てることがあるのでは、ないかと思う。	○ 協議会の委員等(P14)、生徒の安全確保(P21)の中に、「 <u>スポーツ医・科学の専門家やその知見を参考</u> 」とする旨を追記した。
【活動場所】 ○ 廃校を必ず使わなければならないのか。また、営利団体の利用に、不適切な団体等の利用を断ることができるのか。	○ ア「 <u>利用可能な廃校施設など</u> 」と修正した。 市町が認める地域クラブ活動の利用を前提としており、活動が不適切な場合には、施設の設置者により、利用を断ることもできると考えている。
【会費の適切な設定】 ○ 国の支援も十分でない中で、低廉な会費の設定でクラブが持続可能に運営できるのか。	○ 「活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費」としているおり、クラブの持続可能な運営にも配慮することとしている。
【イメージ図、大会等への参加引率】 ○ イメージ図の中で、大会への引率について記載がないため、運営団体が派遣する指導者や実施主体の指導者等が引率できることが記載されていた方がよい。	○ 「 <u>運営団体が派遣する指導者や実施主体の指導者等が行うこととし</u> 」に修正した。

3 文化芸術審議会

意見の内容	最終案での反映
【相談体制の充実】 ○ 多感な時期であり、中学生同士のトラブルが起こることがある。学校の中で解決していたことが地域の問題となるので、気軽に相談できる窓口があれば良い。	○ 学校との連携(P12)に「 <u>生徒や保護者が気軽に相談できる相談窓口を設置するなど、学校や運営団体・実施主体などと連携した相談体制が確保されるよう努める。</u> 」旨を追記した。
【相談体制の充実】 ○ 教員は、生徒の家庭問題等を知っているが、地域の指導者が個々の事情を知らない中で、どれだけ踏み込んでいくかが課題と思う。	
【会費の適切な設定】 ○ 低廉な会費は報酬額の低下につながるかもしれない。持続可能な制度設計をしてほしい。	○ 「活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費」としているおり、クラブの持続可能な運営にも配慮することとしている。

4 パブリック・コメント

意見の内容	最終案での反映
<p>【関係者への周知理解】</p> <p>○ 中山間地域では、人数が必要となる部活動は合同チームとなり、試合の送迎等により保護者負担が増加している。部活動の実態を把握し、移行期間にあたる家庭等に、今後の流れ等をわかりやすく周知していただきたい。</p>	<p>○ 「Ⅱ. 県及び市町における総合的・計画的な取組」により、本方針における具体的な取組の内容等について、<u>わかりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組むこと</u>としている。</p>
<p>【相談体制の充実】</p> <p>○ 地域クラブ活動でのトラブルや指導者との関係において、学校や市町の教育委員会に相談窓口があった方が、中学生や保護者は相談しやすいのではないかと。できれば、今のように学校を中心に相談できる体制があるとありがたい。</p>	<p><方針への追記></p> <p>○ 「Ⅰ. 3学校との連携等」に、<u>生徒や保護者が気軽に相談できる体制が確保されるよう努めること</u>を記載する。</p>
<p>【県方針（素案）について】</p> <p>○ 県独自で目標を定め、県の実情に応じた改革の方向性であることを読み取ることができるとともに、地域クラブ活動の要件や移行の手順、モデル・イメージなど県独自の内容が盛り込まれておりよい方針と思えた。今後、県がしっかりと市町を支援し、子どもたちのために部活動改革が良いものになるよう進めていただきたい。</p>	<p>○ 県及び市町が連携を図りながら、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保できるよう、<u>今後のスポーツ・文化芸術環境の構築に向けて、施策の推進を図る。</u></p>
<p>【生徒の活動環境の確保】</p> <p>○ 地域クラブ活動では、保護者の金銭面や送迎などの負担が生じ、保護者の都合で子どもの希望を叶えられない可能性もあるため、活動は継続して学校施設で行うなど、子どもたちが身近な地域で気軽に活動ができるような環境づくりに努めてほしい。</p>	<p>○ 「Ⅰ. 2(6)活動場所」により、地域クラブの活動場所として、地域の中学校等の学校施設の活用も想定するなど、<u>身近な地域で活動しやすい環境整備を進めること</u>としている。</p>
<p>【地域クラブ活動の指導者】</p> <p>○ 学校部活動では、専門外の教員が顧問を務めている場合が多いので、地域クラブ活動では、子どもたちが、より専門的に学べる環境が作られることを願っている。</p>	<p>○ 「Ⅰ. 2(3)指導者」により、指導者の資質向上を図るため、<u>指導の在り方等に関する研修を実施するとともに、専門的な指導者の発掘・把握のため、人材バンクを整備すること</u>としている。</p>



新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（最終案）【概要】

○方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、公立中学校等において、地域によっては部活動の小規模化が進行。団体競技等においては、学校単位の充実した部活動の維持が困難
- 今後は、少子化の中でも、**将来にわたり本県の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要**

○めざす姿

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の**最適化を図り、体験格差を解消**
- **学校部活動の意義や役割について、地域クラブ活動において継承・発展**
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの**新しい価値が創出される**よう発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備

○期待される効果

- 地域の生徒や多世代間との交流を通して、子どもたちの人格形成に寄与
- **多様な種目・分野の経験により、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等を育成**
- 多世代との交流による新たなコミュニティの創出や、活力あるスポーツ・文化環境の構築
- **学校全体の業務軽減につながり、学校教育の質の向上**

※**地域クラブ活動**：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができる地域において行われるスポーツ・文化芸術活動

○改革の方向性

- **令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。**
- ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
- ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、**改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、方針を見直す。**

I. 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき**新たな地域クラブ活動**の在り方を示す。

- (主な内容)
- 地域クラブ活動の要件
 - 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
 - 行政や関係機関等による協議会などの体制の整備
 - 質の高い指導者の確保と、県による人材バンクの整備
 - 希望する教員等の円滑な兼職兼業
 - 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野等、生徒の志向等に適したプログラムの確保
 - 保護者負担等の軽減に向けた取組を行う市町に対する国の支援方策に沿った県の支援
 - 適切な活動時間や休養日を設定
 - 公共施設を使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

II. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たな地域クラブ活動等の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方や地域クラブ活動のモデル・イメージ等を示す。

- (主な内容)
- 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた生徒、保護者、地域の住民等への丁寧な周知・理解の促進
 - 本方針を踏まえ、地域の実情に応じた市町の方針の決定
 - 関係者からなる協議会等を設置し、地域の実態を把握し、地域クラブ活動等の整備方法を検討し、実行
 - ①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体を取り組む体制など、段階的な体制の整備
 - ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
 - 改革推進期間終了時に、進捗状況を評価、分析し、更なるスポーツ・文化芸術環境の充実

III. 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

- (主な内容)
- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
 - ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
 - 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者が引率できる体制整備
 - 県内大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）
 - 開催時期や大会日程など生徒の安全を確保

★ 主として、公立中学校の生徒を対象

山口県
新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針
(最終案)

令和5年(2023年)9月

山口県 山口県教育委員会

目 次

はじめに	… 1
本方針の対象範囲	… 1
本方針策定の趣旨等	… 2
1 経緯等	… 2
2 本県の公立中学校等の部活動を取り巻く状況	… 2
3 今後のめざす姿	… 3
4 期待される効果	
(1) 生徒への効果	… 3
(2) 地域社会への効果	… 3
(3) 学校への効果	… 3
5 本県における休日の学校部活動の地域連携や地域移行に向けた方向性	
(1) 改革の方向性	… 4
(2) 改革のスケジュール	… 4
I 新たな地域クラブ活動	
1 新たな地域クラブ活動の在り方	… 5
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	
(1) 参加者	… 6
(2) 運営団体・実施主体	… 6
(3) 指導者	… 7
(4) 活動内容	… 9
(5) 適切な休養日等の設定	…10
(6) 活動場所	…11
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	…11
(8) 保険の加入	…12
3 学校との連携等	…12
II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	
(1) 休日の活動の在り方等の検討	…13
(2) 検討体制の整備	…14
(3) 段階的な体制の整備	…15
2 県及び市町における総合的・計画的な取組	…19
3 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	…19
III 大会等の在り方の見直し	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	…20
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(1) 大会等への参加の引率	…20
(2) 大会運営への従事	…20
3 生徒の安全確保	…21
4 大会等の在り方	…21

はじめに

- 学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、本県のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。
また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。
- こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示している。
- 国のガイドラインでは、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが求められている。
- 県では、このような学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、県や市町、関係団体等が連携して学校部活動の段階的な地域移行を進めていく必要があることから、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下、「地域クラブ活動」という。）を新たに整備するための取組の方向性や留意点等を示した「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定することとした。
- 県、市町、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、本方針を踏まえた共通理解の下、地域の実情に合わせて、様々な手法の中から創意工夫を凝らし、段階的な取組を進めることが望まれる。

本方針の対象範囲

- 本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の地域クラブ活動を主な対象とし、国立の中学校においても学校等の実情に応じて取り組むことが望ましい。
- 私立学校については、国公立学校における取組も参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。
- 国公立の高等学校段階については、義務教育修了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましい。

本方針策定の趣旨等

1 経緯等

国において、2018（平成30）年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、2019（平成31・令和元）年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。2020（令和2）年に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、2023（令和5）年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされた。

また、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示された。

本県においては、2019（平成31）年3月に「運動部活動の在り方に関する方針」、2019（令和元）年8月に「文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、学校部活動の在り方の抜本的な改革を進めてきた。

さらに、2021（令和3）年10月には、関係機関・団体等からなる「やまぐち部活動改革推進協議会」を立ち上げ、国が示す公立中学校の部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、本県の中学生等にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築に向けた検討を進めてきたところである。

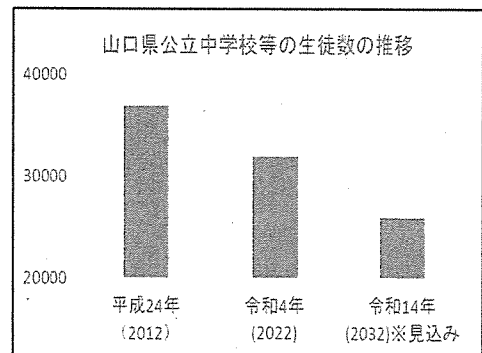
2 本県の公立中学校等の部活動を取り巻く状況

本県の公立中学校の部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。少子化の進展により、公立中学校の生徒数（図1）は、2012（平成24）年が約37千人であったものが、2022（令和4）年には、生徒数が約32千人と減少している。さらに2032（令和14）年には約26千人にまで落ち込むことが見込まれ、今後も少子化による生徒数の減少が予想される。

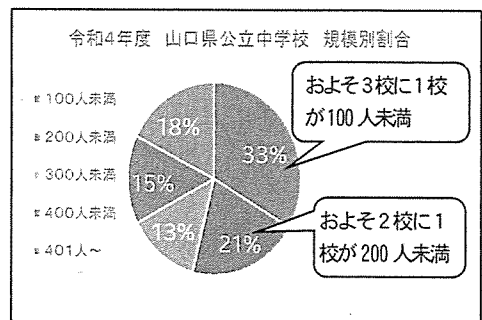
一方、2022（令和4）年度の生徒数の規模別の割合（図2）を見ると、およそ3校に1校は生徒数100人未満の学校、およそ2校に1校が生徒数200人未満の学校であり、地域によっては部活動の小規模化が進み、既に、団体競技等では、学校単位の充実した部活動の維持が困難になっているケースが増加している。

さらに、部活動においては、競技経験のない教員等が指導せざるを得ないこと、休日も含めた部

（図1） 出典：県教育委員会調査



（図2） 出典：県教育委員会調査



活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められることなど、教員等にとって大きな業務負担となっている実態もある。

こうした中、学校部活動では支えきれなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に移行していくことにより、少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

3 今後のめざす姿

学校部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、将来にわたり、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動に代わり、地域において持続可能で多様な環境を一体的に整備することにより、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することをめざす。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整える。

4 期待される効果

(1) 生徒への効果

- 少子化のため、存続が厳しくなった活動を継続できる。(持続可能性)
- 校内の生徒のみならず、地域の生徒や多世代間での交流を通して、人格形成に寄与することができる。(リレーションシップ)
- 学校の教育活動にない幅広い種目や分野を経験させることで、子どもたちに多様な体験機会を確保し、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等の育成を支援する。(多様な経験)
- 複数の種目や分野を体験できる活動やレクリエーション的な活動など多様な活動ができる環境を整備し、子どもたちの「体験格差」を解消していく。(公平性)

(2) 地域社会への効果

- 多世代が交流して活動し、新たなコミュニティが生まれる。(地域活性化)
- 活力あるスポーツ・文化芸術環境の構築により、絆の強い地域づくりにつながる。(地域づくり)
- 地域で育った子どもたちが、将来的に地域の指導者として活躍するなどの好循環が期待できる。(地域貢献)

(3) 学校への効果

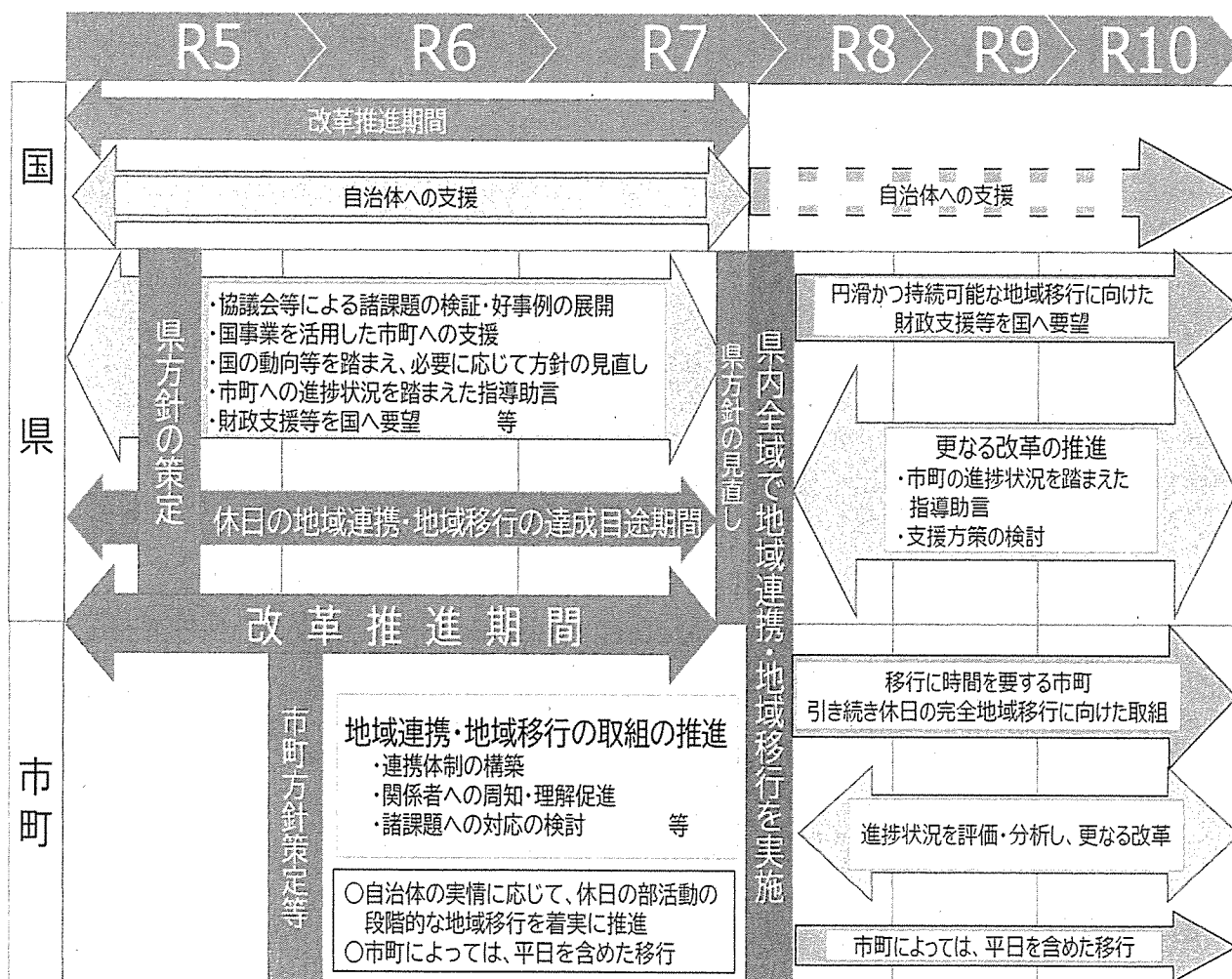
- 将来的に学校部活動の地域移行が進めば、学校全体の業務軽減につながり、教材研究など本来の業務時間の確保ができ、学校教育の質が向上する。(働き方改革)

5 本県における休日の学校部活動の地域連携や地域移行に向けた方向性

(1) 改革の方向性

- 2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までの3年間を改革推進期間とし、県内の全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携^{注1}、または、地域移行の取組を実施する。
 - ・ 早期に休日の学校部活動の地域移行が可能な市町については、2025（令和7）年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の進捗状況を踏まえ、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- なお、県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、県方針の見直しを行う。

(2) 改革のスケジュール



注1 学校部活動の地域連携

必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校の設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。

1 新たな地域クラブ活動

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

県及び市町は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、持続可能な生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境をできるところから整備していくことが望ましい。

《地域クラブ活動の要件》

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要があると考えられる。特に、行政からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、例えば、市町が以下のような要件を設定し、登録・指定を行うなど適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。また、必要に応じ、地域の実情を踏まえながら、近隣市町と要件を調整することも想定される。

市町が認める地域クラブ活動であることとして、

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
 - 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体であること
 - 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
 - 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
 - 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
 - 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
 - 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
 - 適切な活動時間や休養日等を設定していること
- などの要件が考えられる。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることをめざし、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、「地域クラブ活動」を行う環境を整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えばスポーツ団体、文化芸術団体の充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、多世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒などを含めて、参加を希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

運営団体・・・各地域クラブ活動を統括する団体のこと

実施主体・・・個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブ等のこと

※運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

【地域スポーツ団体等】

ア 市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブ^{*1}やスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部^{*2}や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町が運営団体となることも想定される。

イ 県及び市町並びに公益財団法人日本スポーツ協会（以下、『JSP0』と言う。）をはじめとしたスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』^{*3}を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行う。

【地域文化芸術団体等】

市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町が運営団体となることも想定される。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校の関係者や保護者等からなる協議会等において、定期的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に取り組む。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 県スポーツ協会や各競技団体^{*4}は、指導者の活動における指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の向上に努めるのみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。

ウ 各競技団体は、障害者スポーツ指導資格の取得を促進するとともに、研修機会を充実させるなど、障害のある生徒が参加しやすい環境づくりに努める。

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。県や市町などスポーツ団体とは別の第

三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全確保に努め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】』（2023（令和5）年2月山口県教育委員会。以下、『学校部活動方針』と言う。）の2（1）、（2）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県及び市町は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、「学校部活動方針」の2（1）、（2）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当教諭や養護教諭、スポーツ医・科学^{※5}の専門家等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体や文化芸術団体等、または、学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、指導を行う。

エ 県及び市町は、地域スポーツ・文化芸術活動の指導者、またそれを希望する

関係者に対し、望ましい活動の在り方及び中学生の発達特性を考慮した望ましい指導の在り方、活動の運営等に関する研修等を行い、指導者の資質の維持・向上を図る。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、兼職兼業の許可を得て地域での指導を望む教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員^{※6}、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備し、活用を促すなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

市町が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

ウ 県、市町及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

④ 教員等の兼職兼業

ア 教員等が勤務時間外に実費弁済の範囲を超えた報酬を得て地域クラブ活動に従事することを希望する場合、教員等の服務監督を行う教育委員会は、従事形態等について教員等の公務に対する信頼が確保されていることや教員等の健康及び福祉の確保が図られていること、学校業務の遂行に支障が出ないこと等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。

イ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体

験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツ^{※7}や、メディア芸術^{※8}、ユニバーサルスポーツ^{※9}やアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保するように努める。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるように努める。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、学校部活動方針に準じ、以下の活動時間を遵守し、休養日を設定する^{注2}。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存する場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図る。

【休養日】

- 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

注2 適切な休養日等の設定については、生徒の心身の成長等に配慮し、学校部活動における基準を基本的に準用しているが、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な態様があり得ることから、休養日や活動時間の基準を原則とし、休養日等の設定の趣旨を逸脱しない範囲で、柔軟な対応が行われることも考えられる。

(6) 活動場所

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化芸術施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、利用可能な廃校施設などを活用する。
- イ 県及び市町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度^{*10}や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進するよう努める。
- ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている県及び市町においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を進める。
- エ 県及び市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- オ 県及び市町及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、必要に応じて前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。
- カ 前記アからオまでについて、県や市町の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(2020(令和2)年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(2021(令和3)年1月文化庁策定)も参考に取り組む。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 市町は、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めるとともに、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援に努める。県は、こうした取組を行う市町に対して、国の支援方策に沿って支援を進める。
- ウ 県及び市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用

等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して各団体が指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②で述べた協議会等や学校との情報交換の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教員等の知見も活用する。

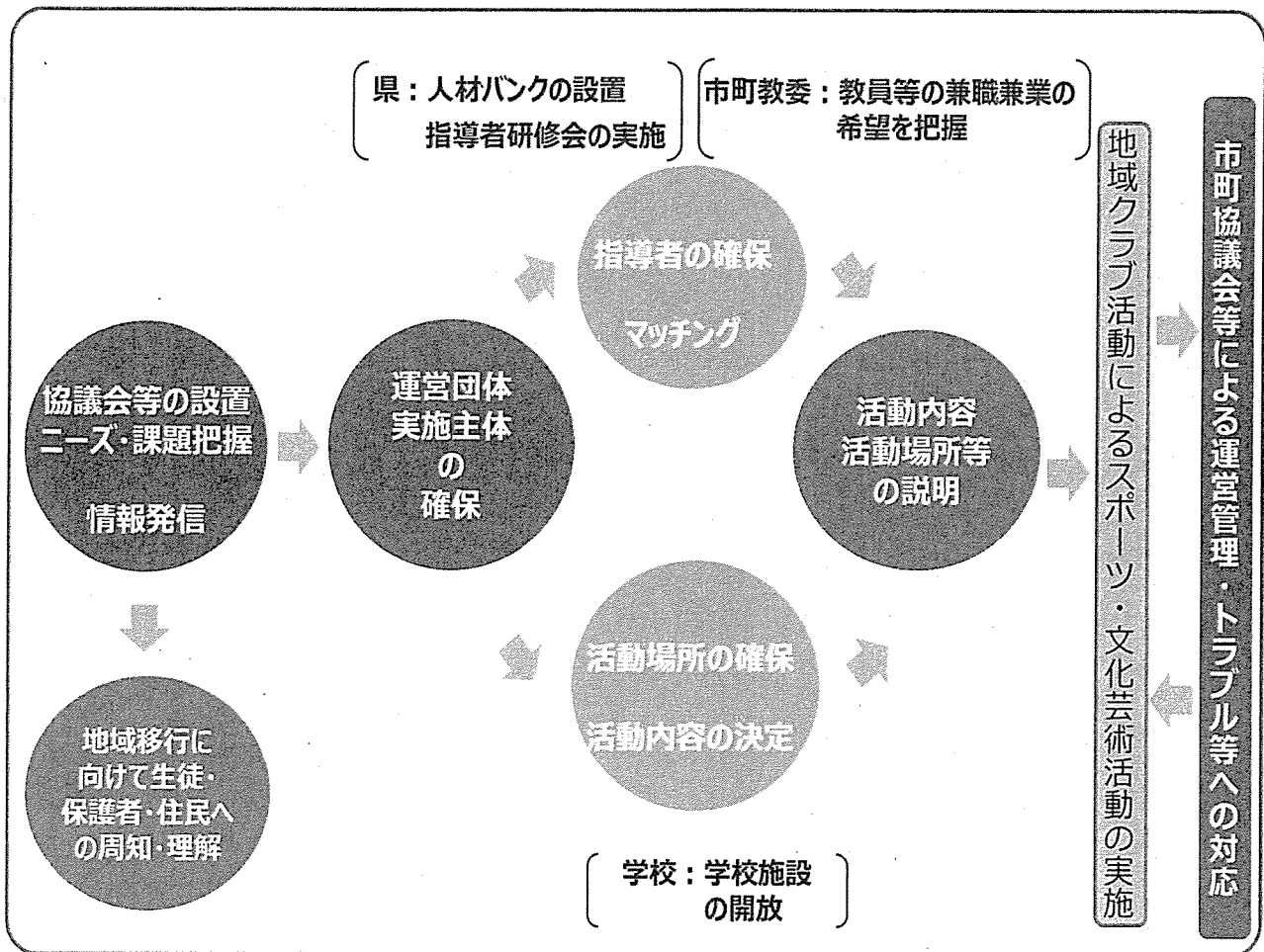
ウ 市町は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
また、生徒や保護者が気軽に相談できる相談窓口を設置するなど、学校や運営団体・実施主体などと連携した相談体制が確保されるよう努める。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

【地域移行に向けた手順（参考）】



(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 県及び市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

《協議会等の設置》

公立中学校における休日の部活動の地域移行を推進するに当たり、その方向性やスケジュール、具体的な内容等を多くの関係者が連携して検討する協議会等の設置が不可欠であり、各市町における協議会等の内容は以下のようなものが想定される。

【想定される協議会等の委員】

- ・有識者 ・地域スポーツ・文化振興担当部署 ・生涯学習・社会教育担当部署
- ・学校教育担当部署 ・地域スポーツ・文化芸術団体等 ・総括コーディネーター
- ・学校代表 ・保護者代表 ・スポーツ推進委員 ・スポーツ医・科学の専門家
等

【主な協議・検討内容】

- ・部活動の地域移行の方向性（ビジョン） ・地域移行に向けたスケジュール
- ・地域移行に向けた具体的方策 ・地域クラブ活動の要件
- ・運営団体・実施主体及び指導者の確保 ・定期的・恒常的な情報共有
- ・連絡調整の在り方 ・活動中のトラブルや事故等の対応を含む管理責任 等

地域クラブ活動を立ち上げる際、行政、学校、運営団体、競技団体等のつなぎ役となる総括コーディネーターが重要であり、協議会等の中でも中心的な役割を担うことが想定される。また、必要に応じて、種目等別分科会を設置することも考えられる。

また、県及び市町は、前記の協議会等や社会教育所管部局が中心となった新たな協議の場において、活動の運営管理や事故、生徒間のトラブル等の情報交換や対応について検討・協議することが望ましい。

イ 県は、指導者の状況をはじめ県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市町に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行う。

ウ 県及び市町は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取組を推進する。その際、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化

芸術コミッション^{※11}や地域おこし協力隊^{※12}等との連携も考えられる。また、スポーツ推進委員等が県及び市町と地域のスポーツ・文化芸術団体等との連絡調整を担うことも考えられる。

エ 県及び市町の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。また、市町の委託を受けて運営団体としての役割を担うことが期待される。

オ 県及び市町の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

カ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ① 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制
- ② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制

※ なお、直ちに前記①、②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校の設置者や学校が、学校運営協議会等を通じて地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

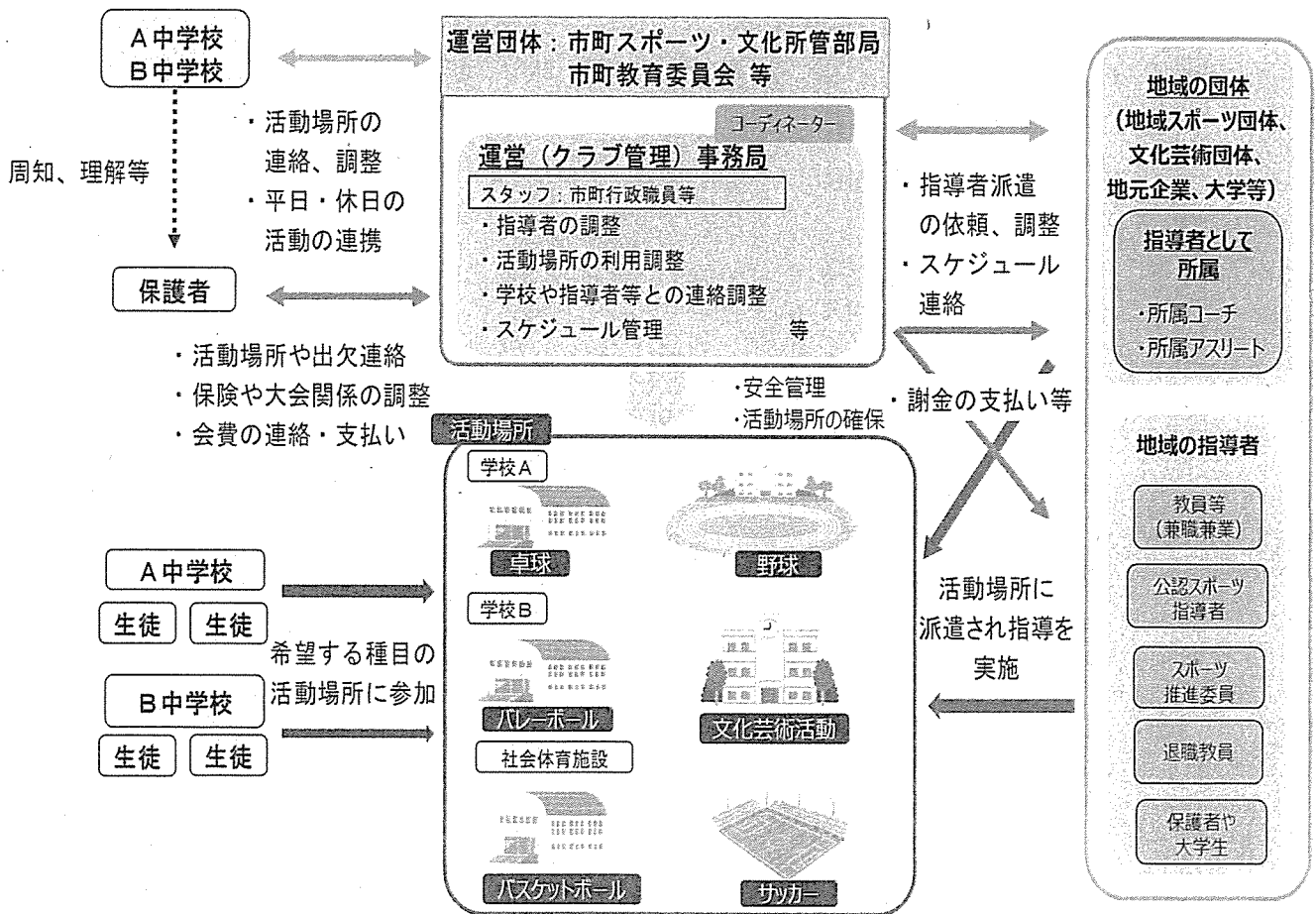
○ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体のモデル・イメージ

学校と地域が連携・協働した活動には、地域の実情に合わせた様々な手法の中から地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせたりするなど、例えば、次のような工夫が考えられる。

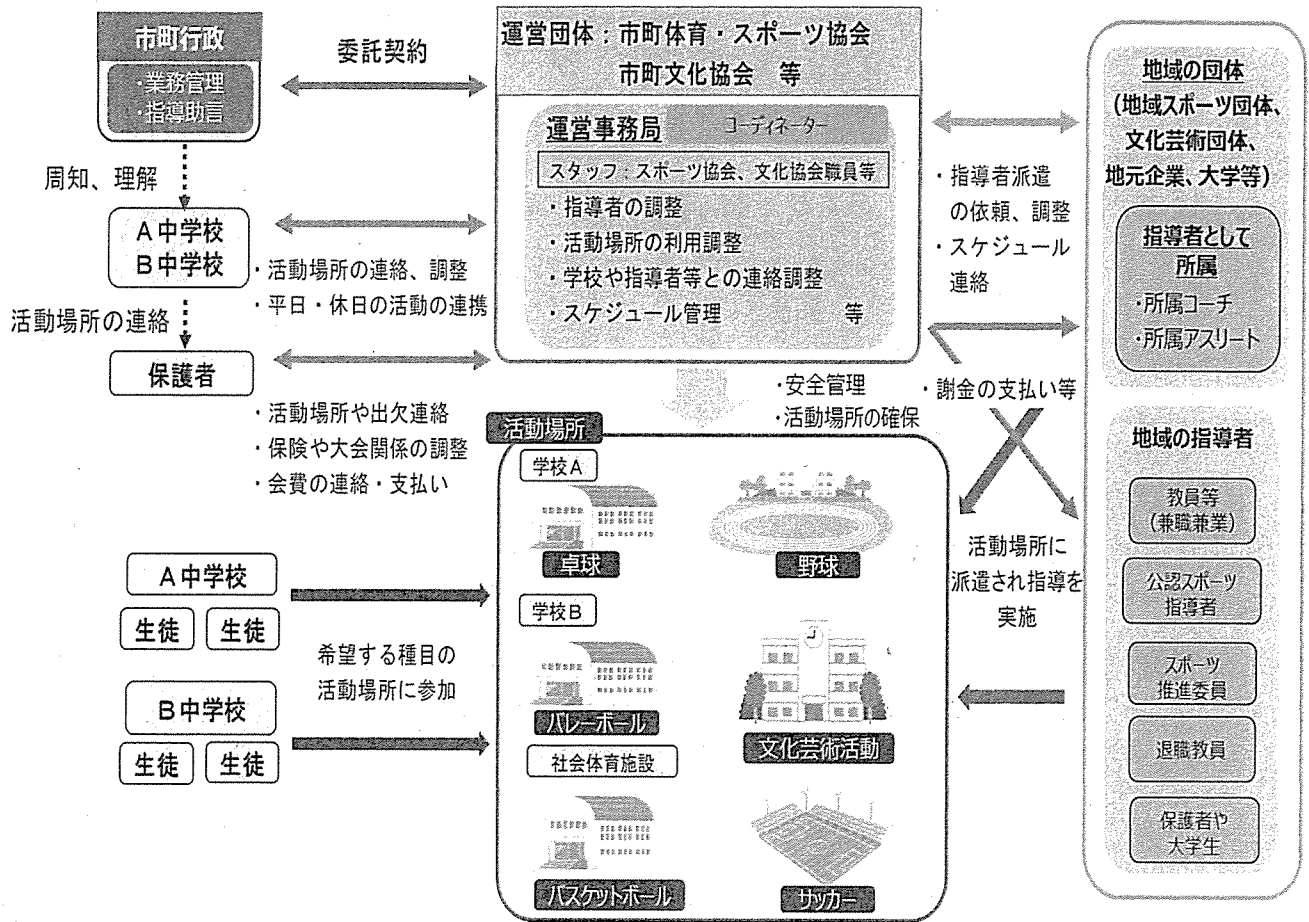
- ・ 地域スポーツ・文化所管部局や自治体内に設置した事務局を中心に、各種スポーツ・文化芸術団体等と連携し、運営団体・実施主体となる地域クラブを設立
- ・ 市町がスポーツ協会・文化協会等と連携し、運営団体として事務局（スポーツ・文化芸術）を設置。事務局は、地域スポーツ・文化芸術団体等との連携により、実施主体となる多様な団体を確保

また、地域クラブ活動のモデル・イメージとして①～⑤のようなケースが考えられる。中山間地域等においては、運営団体・実施主体となる既存のクラブがない場合も想定されることから、各市町においては、①または②のような地域クラブ活動の運営団体が設置されることが望ましい。

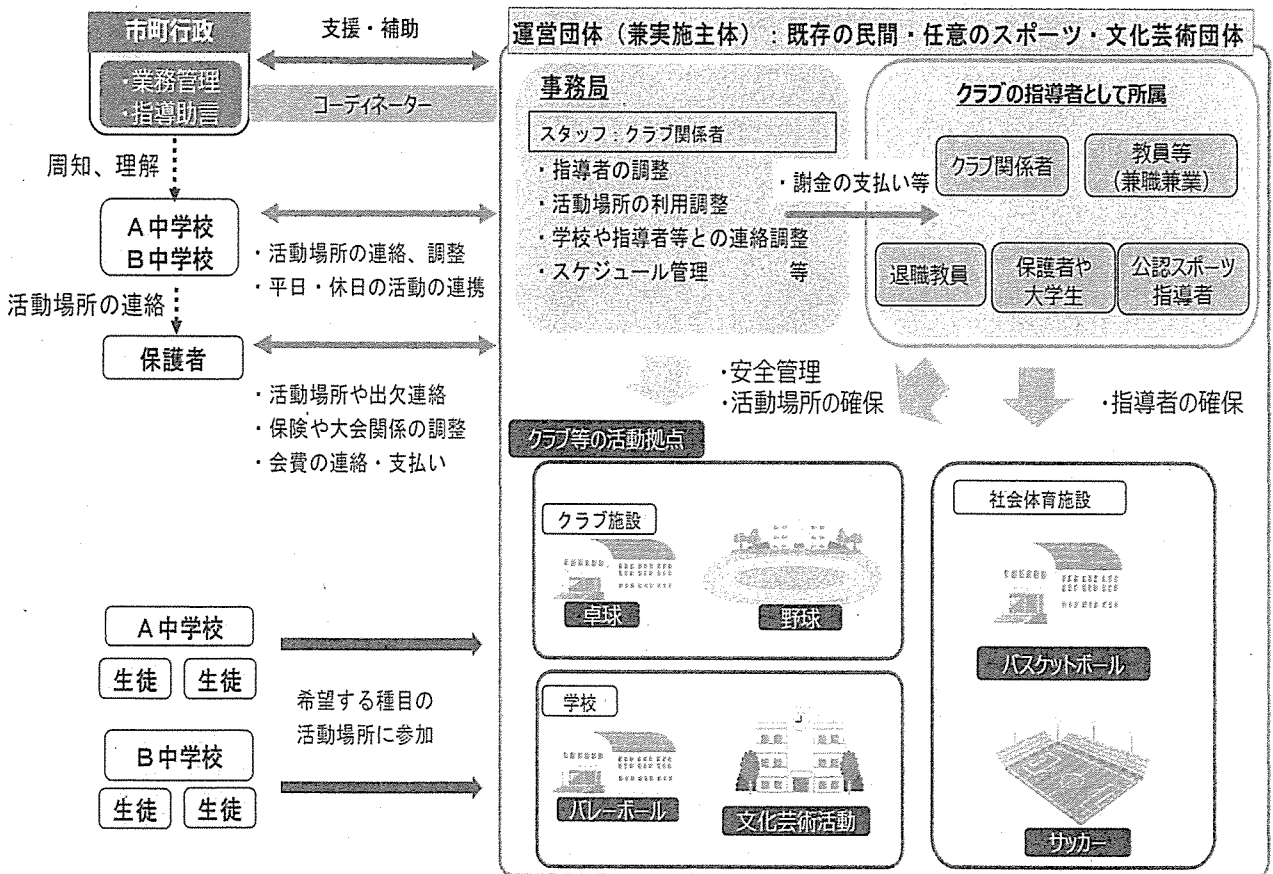
① ≪市町が運営団体になり、希望する生徒が参加する≫



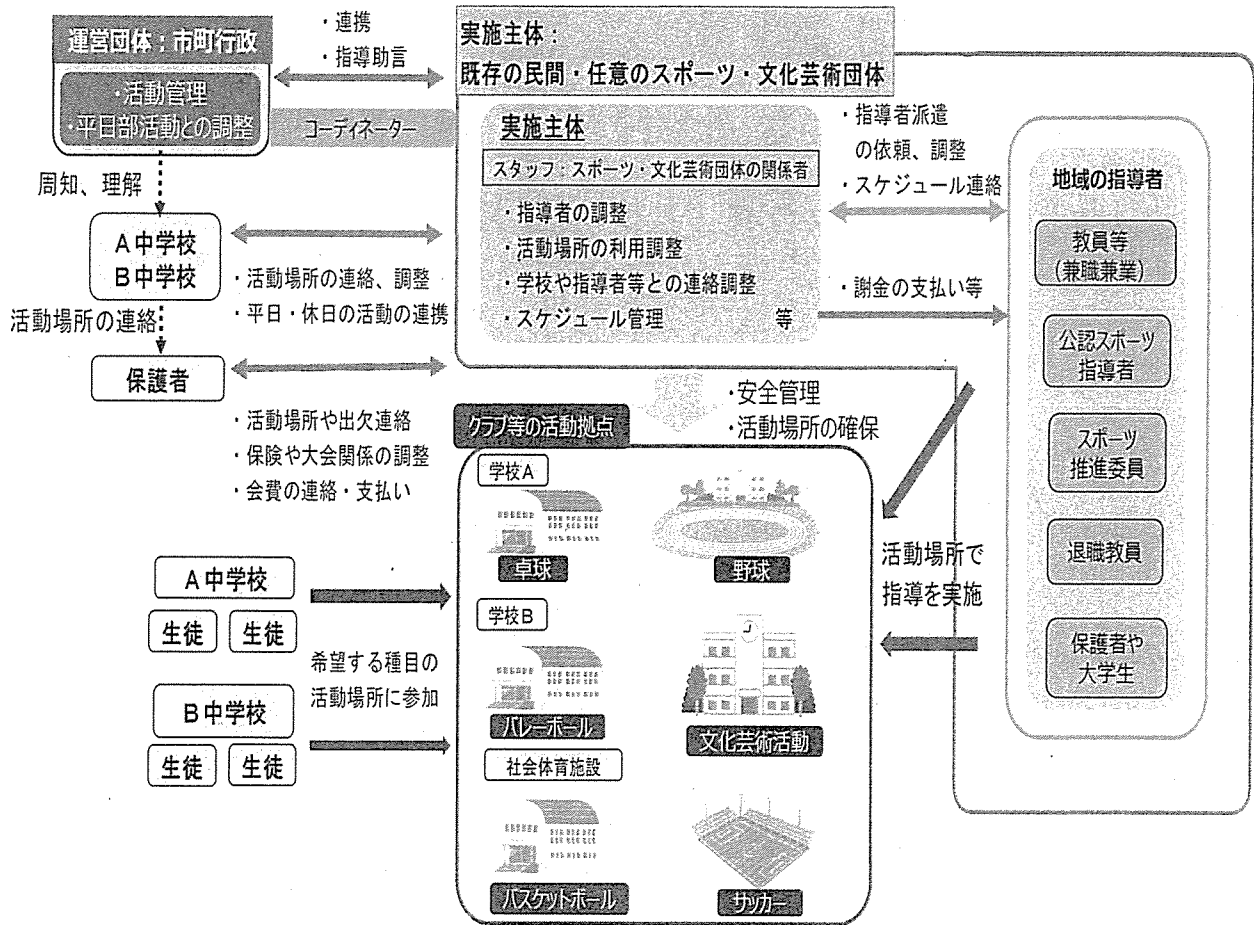
② 《体育・スポーツ協会・文化協会等が運営団体になり、希望する生徒が参加する》



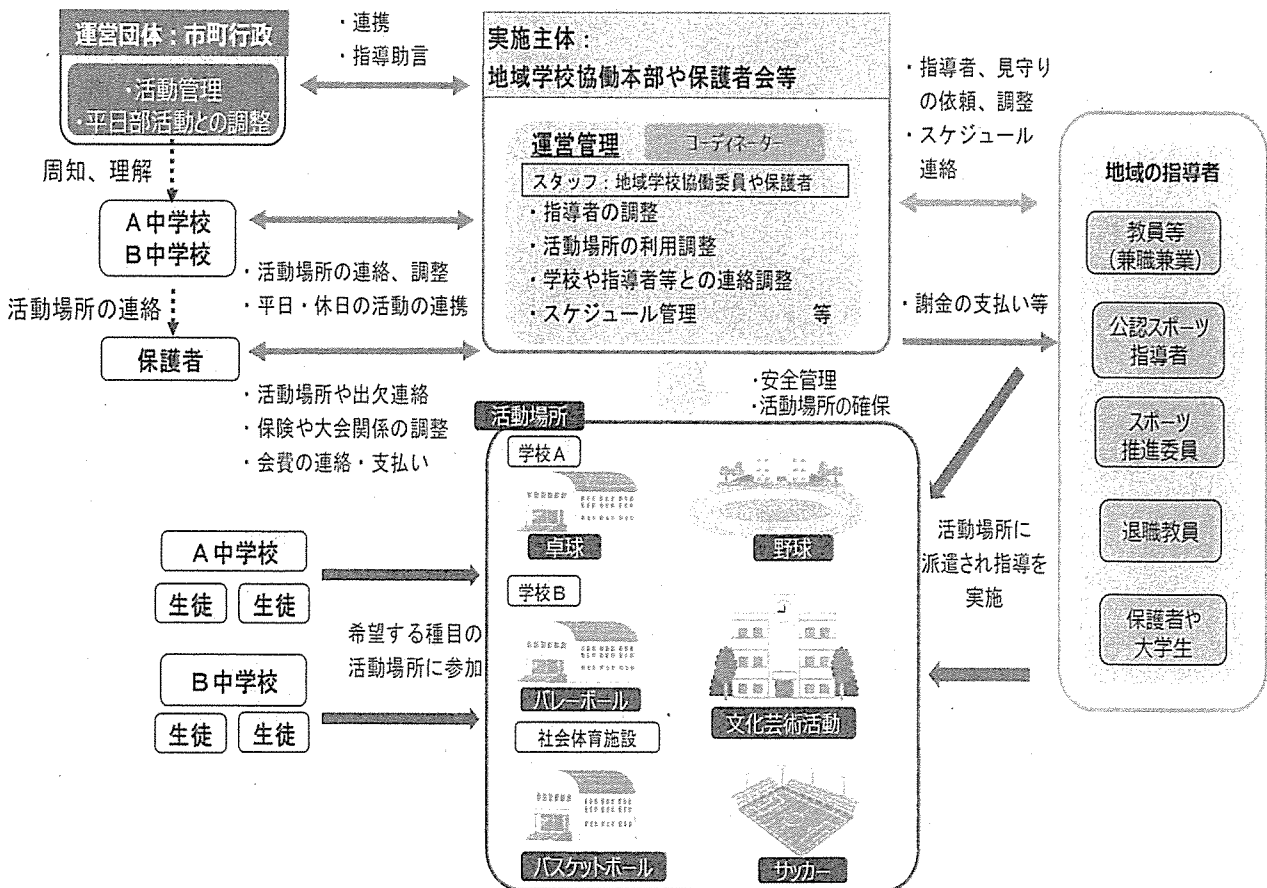
③ 《既存クラブが運営団体兼実施主体になり、希望する生徒が参加する》



④ 《既存のクラブや新設のクラブが実施主体になり、希望する生徒が参加する》



⑤ 《地域学校協働本部や保護者会等が主体となって、希望する生徒が参加する》



2 県及び市町における総合的・計画的な取組

- ア 県及び市町は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の構築に向けた方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- イ 本方針を踏まえ、市町においても、それを参考として地域の実態に応じた方針等を示すなど総合的・計画的に取り組む。また、県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町における取組の進捗状況を把握し、市町に対して必要な指導助言、支援を進める。
- ウ 市町は、近隣市町と連携して同じ活動の場を設定するなど広域での連携を、必要に応じて行う。県は、このような取組を進める市町と情報交換を行い、必要な支援を進める。
- エ 県は、県スポーツ協会及び競技団体、文化芸術団体と連携し、指導者の発掘にむけて人材バンクを整備し、活用を促す。また、市町が独自につくる人材バンクとも連携を図り、指導者の情報を一元管理し、指導者が広域で活動できるようにする。

3 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

- ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までの3年間を改革推進期間と位置付ける。
- イ 県及び市町においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。その際、改革推進期間では、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施する。
- ウ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、2025（令和7）年度末までの実現をめざす。また、移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早期の実現をめざす。
- エ 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できることから取り組む。
- オ 県及び市町は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、必要に応じて、方針を見直すとともに、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会、地区大会及び市町大会において見直しを行う。

イ 県及び市町は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援の検討をする。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方等の見直しを行う。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会等の引率は、運営団体が派遣する指導者や実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 教員等の服務監督を行う教育委員会や校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 教員等の服務監督を行う教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含め

た適切な勤務管理を行う。この際、従事形態等について教員等の公務に対する信頼が確保されていることや教員等の健康及び福祉の確保が図られていること、学校業務の遂行に支障が出ないこと等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。

3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保するなどし、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくなることから、各種目・部門の特性等を踏まえ、スポーツ医・科学の専門家の知見も参考にしつつ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）^{※13}等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

ウ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

エ スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

オ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

※1 総合型地域スポーツクラブ（P 6）

子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向やレベルに合わせ参加し（多志向）、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブのこと。

※2 地域学校協働本部（P 6）

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する体制のこと。

※3 スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉（P 6）

令和元年8月にスポーツ庁が示した、中央競技団体以外のスポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範のこと。

※4 競技団体（P 7）

スポーツ競技の発展や振興を目的とする団体全般のこと。スポーツ競技の普及やアスリートの競技力強化、スポーツ大会への各種支援、地域のスポーツチーム支援などが主な活動の目的である。

※5 スポーツ医・科学（P 8）

競技力向上や健康づくりのためのメディカル・フィットネス・スキル・メンタル・栄養等に関する研究や学問のこと。

※6 スポーツ推進委員（P 9）

スポーツ基本法第32条に基づき、市町におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う人材のこと。

※7 アーバンスポーツ（P 10）

アーバンスポーツとは「エクストリームスポーツ（速さや高さ、危険さや華麗さなどの過激な要素を持ったスポーツの総称。）の中で都市での開催が可能なもの」として、音楽、ファッションなど遊び感覚の高い若者文化とともに進化するものと捉えることができるスポーツのこと。（例）スケートボード、BMX、パルクールなど

※8 メディア芸術（P 10）

デジタル技術を用いて作られたアート（インタラクティブアート、インスタレーション、映像等）、アニメーション・特撮、マンガ及びデジタルゲームなどのこと。

※9ユニバーサルスポーツ（P10）

年齢、性別、障害の有無やスポーツの得意・不得意等に関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめるスポーツのこと。既存のスポーツのルールや用具を修正したり、変えたり、場合によっては新しくつくる等の対応を行い実施することも想定されている。

（例）ボッチャ、モルック、ラージボール卓球など

※10 指定管理者制度（P11）

公の施設の管理について、多様化するサービスへ効果的、効率的に対応するため、民間能力を活用し、サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とした管理制度のこと。

※11 地域スポーツ・文化芸術コミッション（P15）

地方公共団体、スポーツ・文化団体、民間企業等が一体となり、スポーツや文化芸術活動によるまちづくり・地域活性化を推進していく組織の総称のこと。

※12 地域おこし協力隊（P15）

自治体からの委嘱を受け（任期は1～3年）、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に協力する人材のこと。

※13 暑さ指数（WBGT）（P21）

人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標のこと。

